

令和元年度

教育委員会の点検・評価報告書

(平成 30 年度対象)

令和元年 9 月

島根県教育委員会

目次

■ はじめに

| | | |
|------------|-------|---|
| 1 点検・評価の趣旨 | | 1 |
| 2 点検・評価の構成 | | 1 |
| 3 施策体系表 | | 2 |

■ 平成30年度の点検・評価

| | | |
|------------------------------|-------|----|
| 1 平成30年度の島根県教育委員会委員の活動状況について | | 3 |
| 2 平成30年度島根県教育委員会の特徴的な動き | | 6 |
| 3 「第2期しまね教育ビジョン21」取組状況の点検・評価 | | |
| I 教育目標「向かっていく学力」関連 | | 15 |
| II 教育目標「広がっていく社会力」関連 | | 23 |
| III 教育目標「高まっていく人間力」関連 | | 32 |
| IV 「島根の教育目標を達成するための基盤」関連 | | 41 |
| 4 島根県総合教育審議会の主な意見 | | 69 |

■ はじめに

1 点検・評価の趣旨

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成20年4月1日施行）、各教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することとされました。

県教育委員会では、本県教育の基本理念や施策の方向性を示した「第2期しまね教育ビジョン21」（平成26年7月策定）の取組について、総合教育審議会の意見を得て、「教育委員会の点検・評価」を実施し、本報告書にまとめました。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）」

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の構成

(1) 項目

点検・評価の対象項目を「第2期しまね教育ビジョン21」の施策とし、施策ごとに点検・評価をします。

(2) 特徴的な動き

平成30年度の島根県教育委員会における特徴的な動きを記載します。

(3) 取組の基本方針

「第2期しまね教育ビジョン21」の【基本方針】を転載しています。なお、【基本方針】に掲げた事項を「実現」することが【成果目標】となります。

(4) 平成30年度の取組の概要

平成30年度に実施した主な取組の実施状況、成果等を記載します。

(5) 評価、今後の対応

取組の概要や進捗状況を踏まえ、施策の評価、今後の対応を記載します。

(6) その他

この報告書のほか、別途、議会に提出した「予算執行の実績並びに主要施策の成果」のうち該当部分についても、点検・評価の結果に関する報告書と見なすものとします。

3 施策体系表

| 島根の教育目標 | 施策番号 | 施策名 |
|------------------------------|------|------------------------------|
| I 向かっていく 学力 | 1 | (1) 学力の育成 |
| | | (2) ものづくり活動の推進 |
| | | (3) 情報教育の推進 |
| | | (4) 読書活動の推進 |
| II 広がっていく 社会力 | 2 | (1) 社会性の育成 |
| | | (2) コミュニケーション能力の育成 |
| | | (3) 国際理解教育の推進 |
| | | (4) ふるさと教育の推進 |
| | | (5) 学び直しや就労に向けての支援 |
| III 高まっていく 人間力 | 3 | (1) 心の教育の推進 |
| | | (2) 「しまねのふるまい」の推進 |
| | | (3) 人権教育の推進 |
| | | (4) いじめ・不登校に対する取組の充実 |
| | | (5) 文化活動の推進 |
| IV 島根の教育 目標を達成する ための基盤 | 4 | (1) キャリア教育の推進 |
| | | (2) 特別支援教育の推進 |
| | | (3) 幼児教育の充実 |
| | | (4) 離島・中山間地域の教育力の確保 |
| | | (5) 私立学校への支援 |
| | | (6) 「生きる力」を支える健康づくり |
| | | (7) 学び続ける教員の育成と学校マネジメントの確立 |
| | | (8) 安全・安心な教育環境の整備 |
| | | (9) 学校・家庭・地域の連携・協力による教育の推進 |
| | | (10) 社会教育の振興 |
| | | (11) 生涯・競技スポーツの推進 |
| | | (12) 文化財の保存・継承と活用 |

■ 平成30年度の点検・評価

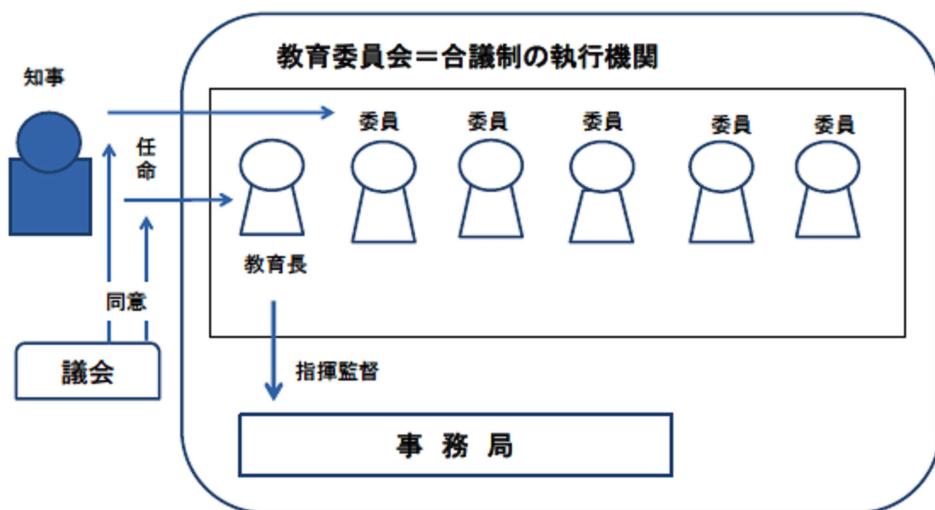
1 平成30年度の島根県教育委員会委員の活動状況について

【教育委員会の制度】

① 教育委員会の法的位置づけ

- 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かねばならない委員会として、教育委員会があります。(他に選挙管理委員会、人事委員会など) (地方自治法第180条の5)
- 都道府県、市町村(中略)に教育委員会を置く。こととされています。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第2条)
- 教育委員会は、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編成、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行することとされています。(地方自治法第180条の8)

② 本県教育委員会の組織構成



③ 教育委員会の役割

- 最高意思決定機関

- 意思決定方法

「教育委員会会議」で議決、承認します。

- 教育長

任期3年

人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者から、知事が議会の同意を得て任命します。
教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。(会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者)

- 教育委員

任期4年

人格が高潔で、教育、学術及び文化について識見を有する者から、知事が議会の同意を得て任命します。

委員には、保護者である者が含まれるようにしなければならないとされています。

(1) 教育委員会会議の開催状況

島根県教育委員会では、平成30年度に14回の教育委員会会議を開催し、議決事項47件、承認事項6件、協議事項15件、報告事項107件について審議を行いました。

(単位：件)

| 回数 | 開催年月日 | 議決 | 承認 | 協議 | 報告 | その他 | 計 | 傍聴者 (人) |
|----|----------------|----|----|----|-----|-----|-----|------------|
| 1 | 平成30年4月27日(金) | 2 | 1 | 1 | 10 | - | 14 | 2 |
| 2 | 平成30年5月25日(金) | 1 | - | 2 | 3 | - | 6 | 8 |
| 3 | 平成30年6月11日(月) | 2 | - | - | 9 | - | 11 | 9 |
| 4 | 平成30年7月27日(金) | 1 | - | 2 | 5 | - | 9 | 3 |
| 5 | 平成30年8月20日(月) | 2 | - | 2 | 5 | - | 9 | 3 |
| 6 | 平成30年9月3日(月) | 5 | - | - | 10 | - | 15 | 3 |
| 7 | 平成30年10月15日(月) | - | - | 1 | 15 | - | 16 | 5 |
| 8 | 平成30年11月1日(木) | 4 | - | 1 | 10 | - | 15 | 4 |
| 9 | 平成30年12月20日(木) | 2 | 3 | 4 | 9 | - | 18 | 3 |
| 10 | 平成31年1月22日(火) | - | 1 | 1 | 4 | - | 6 | 4 |
| 11 | 平成31年2月5日(火) | 5 | - | - | 6 | - | 11 | 6 |
| 12 | 平成31年2月21日(木) | 9 | - | 1 | 4 | - | 14 | 6 |
| 13 | 平成31年3月13日(水) | 7 | 1 | 1 | 6 | - | 15 | 7 |
| 14 | 平成31年3月26日(火) | 7 | - | - | 9 | - | 16 | 3 |
| 計 | | 47 | 6 | 15 | 107 | - | 175 | 75 |

※ 主な議事

| 議事内容 | 内 容 |
|------|--|
| 議決 | 平成31年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針 |
| | 平成31年度県立高等学校の入学定員 |
| | 県立高校魅力化ビジョン |
| | 部活動の在り方に関する方針 |
| | 教職員の働き方改革プラン |
| | 第4次島根県子ども読書活動推進計画 |
| 承認 | 平成31年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針 |
| 報告 | 平成30年度全国学力・学習状況調査 |
| | 重要文化財（美術工芸品）の指定及び登録有形文化財（建造物）の登録 |
| | 教職員の人事権をめぐる問題の検討状況 |
| | 平成31年度当初予算案の概要 |
| | 公立学校施設の耐震化の状況 |
| | 平成31年度島根県公立高等学校入学者選抜における一般選抜の結果等 |
| | 平成30年度学校給食の地場産物活用割合（食材仕入れ状況調査結果） |
| | 平成31年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況 |
| | 4月9日島根県西部を震源とする地震に係る被害状況と対応 |
| | 埼玉県教育委員会との連携協力協定の締結 |

協議事項：教育行政に関する重要な事案または将来教育委員会において議決を要する事案で教育委員の協議を要するもの

(2) 教育現場等の視察

教育現場等の実状を把握することによって、教育課題への認識を深めるとともに、教育委員会会議における審議に活かすため、学校訪問等の視察を行いました。

学校の管理職だけでなく、その他の教職員や生徒との意見交換も実施しました。

| 視察年月日 | 視察先 |
|----------------|----------------|
| 平成30年10月12日(金) | 隱岐水産高校 |
| 平成30年11月2日(金) | 大田第一中学校及び大田小学校 |
| 平成30年12月7日(金) | 吉賀高校及び津和野高校 |
| 平成30年12月10日(月) | 三刀屋高校掛合分校 |
| 平成31年1月22日(火) | 松江養護学校乃木校舎 |

(3) その他の活動

① 各種会議への出席

全国都道府県教育委員会連合会、中国五県教育委員会委員全員協議会などに出席し、教育行政に関する情報収集に努めるとともに、他の都道府県の教育委員との意見交換を行いました。

| 開催年月日 | 会議名 | 開催地 |
|---------------------------|-----------------------------------|-----|
| 平成30年7月23日(月) 7月24日(火) | 全国都道府県教育委員協議会 全国都道府県教育委員会連合会総会 | 北海道 |
| 平成30年8月29日(水) 8月30日(木) | 中国五県教育委員会委員全員協議会 | 岡山県 |
| 平成31年1月28日(月) | 全国都道府県教育委員協議会 全国都道府県教育委員会連合会総会 | 東京都 |

② 国体選手、インターハイ選手の激励

7、8月を国体選手競技力レベルアップ月間と定め、各競技の強化練習会、強化試合の会場を訪問し、選手の激励を行いました。

また、東海ブロックで開催された全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の競技会場を訪れて、選手の激励を行いました。

[国体]

| 激励年月日 | 競技名 | 会場 |
|---------------|------|------|
| 平成30年7月16日(月) | ホッケー | 奥出雲町 |
| 平成30年7月29日(日) | 卓球 | 出雲市 |

[インターハイ]

| 激励年月日 | 競技名 | 会場 |
|---------------------------|----------------|------|
| 平成30年7月31日(火) ～8月3日(金) | 総合開会式、バスケットボール | 三重県他 |

2 平成30年度教育委員会の特徴的な動き

島根県教育委員会が行った平成30年度の取組、事業において、次に記載する特徴的な動きがありました。

① 「教育の質の向上」と「教員の働き方改革」との両立を目指す取組が始まる

| | |
|-------------|---|
| ビジョン21の施策番号 | 1－（1）学力の育成 4－（7）学び続ける教員の育成と学校マネジメントの確立 |
| | <p>1. 目的・ねらい</p> <ul style="list-style-type: none">・学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の長時間勤務が看過できない状況。・「教員の働き方改革」を実施し、教職員の業務負担の軽減を図り、新たに生まれた時間によって、児童生徒等に接する時間を十分確保し、「教育の質の向上」を図る。・生徒一人ひとりの「思考力・判断力・表現力」等を育成するアクティブラーニング型授業への転換を進めるためのツールとしてICTの活用を進める。・「思考力・判断力・表現力」「主体的な学び」を育む授業を推進していくために、教科横断的にイニシアティブを発揮する主幹教諭を配置する。 <p>2. 平成30年度の実施内容</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 「教職員の働き方改革プラン」策定<ul style="list-style-type: none">・学校現場での業務改善を推進することで職場環境を整え、教職員の長時間勤務の是正及びワークライフバランスの適性化を図るために「教職員の働き方改革プラン」を策定。(2) 重点モデル事業の実施<ul style="list-style-type: none">・重点モデル地域・モデル校を指定し「教職員の働き方改革プラン」の実証研究を実施。(3) 中山間地域・離島の県立高校への教員配置<ul style="list-style-type: none">・教科横断的に学校全体の教育魅力化を束ねる役割を担う主幹教諭8名配置。国の基準では教員を配置できず未開設となっている科目解消のため教員を6名配置。(4) 「業務アシスタント」の配置<ul style="list-style-type: none">・教員の多忙・多忙感の解消を図るため、事務作業等の業務を専門的に行う「業務アシスタント」を県立高校7校に配置。(5) ICT機器整備<ul style="list-style-type: none">・「主体的・対話的で深い学び」の実現に資するICT機器を県立高校の全ての普通教室に整備。(平成30年10月) <p>3. 平成30年度の成果・評価</p> <ul style="list-style-type: none">・「学校業務改善推進委員会」を設置し、様々な助言を参考に島根県版「教職員の働き方改革プラン」を策定した。・各学校で取り組みやすい環境を整えるための「学校業務改善事例集」や教職員の意識醸成を図るための「教職員働き方改革プラン概要版」を作成した。・重点モデル事業では、市町村版「教職員の働き方改革プラン」の策定やICカードシステム導入による教職員意識改革などモデル的な取組を実施し、これを「学校業務改善事例集」に反映した。・授業でのICT機器の活用により、生徒が思考したり表現したりする場面が増え、アクティブラーニング型授業への転換が進んだ。・主幹教諭が配置された8校では、授業改善の取組、地域課題解決型学習の充実に向けた地域との連携、教科等横断的な組織づくりが始まった。 <p>4. 今後の課題・対応</p> <ul style="list-style-type: none">・「教職員の働き方改革プラン」について、効果的な実施方法や重点モデル校の実績検証、校務改善セミナーの開催周知、保護者地域に向けた周知活動の実施。・主幹教諭や業務アシスタント配置による効果の検証。・ICT機器の有効な活用方法の研究や教員研修の実施。 |

② 教職員の資質向上の取組を本格的に実施

| | |
|---|-----------------------------|
| ビジョン21の施策番号 | 4－（7）学び続ける教員の育成と学校マネジメントの確立 |
| 1. 目的・ねらい | |
| <p>これから島根県の教職員に求められる資質能力と、キャリアステージごとに育成すべき姿について昨年度見直しを行った「人材育成基本方針」に基づく教職員研修等の取組を実施する。</p> | |
| 2. 平成30年度の実施内容 | |
| <p>(1) 「人材育成基本方針」に規定された「研修の充実と支援」のため、次の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">・「学校管理職育成プログラム」に基づく計画的・系統的なマネジメント能力の育成のため、新たに小中学校長対象の悉皆研修を実施。・全ての教職経験年数に応じた研修（新任教職員研修、教職経験者研修）で、学習指導要領改訂の骨子であるカリキュラム・マネジメントの理解を促進するための研修内容を新設。・ミドルリーダーとしての資質・能力を伸長させるため、中堅教諭等資質向上研修に「校内研修の企画運営」を新設。・小中学校事務職員に対するマネジメント能力を育成するため、ファシリテーションやコーチングスキルに係る研修内容の充実。 <p>(2) 優秀な人材を確保するために、教員採用試験説明会及び募集説明会を開催し、受験者の確保に努めた。</p> <p>(3) 島根大学及び鳥取県と山陰教師教育コンソーシアムを組織し、主幹教諭・中堅教員を対象とした現職教員研修への派遣や教職大学院への現職教員派遣など島根大学と連携しながら、系統的な人材育成を行った。</p> <p>(4) 学校管理職のマネジメント力向上や課題解決のため、各学校へ校長経験者の企画人事主事2名を派遣した。また、新規採用小中学校事務職員や小中学校事務グループへ課題解決への助言等を行うため事務職員を派遣した。</p> | |
| 3. 平成30年度の成果・評価 | |
| <ul style="list-style-type: none">・教職員研修を点検・評価し、次年度以降の研修の改善を図ることができた。特に、学校マネジメント力の向上を図る管理職研修や、初任者研修・中堅教諭等資質向上研修等の法定研修、及び「出前講座」をはじめとする学校・教職員支援事業の改善・充実につながった。・教員募集説明会開催等の取組は、教員採用試験の出願者数確保と優秀な人材確保につながった。・島根大学との連携による取組は、特に中堅職員の資質能力向上に寄与している。・学校への事務局職員派遣は、管理職や小中学校事務職員のOJTの観点から効果があつた。 | |
| 4. 今後の課題・対応 | |
| <ul style="list-style-type: none">・人材育成基本方針の周知を図るとともに、効果の検証・取組の見直しを行う。・優秀な人材確保に向け、今後も受験者数の維持・拡大を図るため、効果的なアプローチ方法を検討する。・管理職マネジメント向上のため、小中学校教頭対象の悉皆研修を新設する。また、管理職候補者確保のため、意欲ある中堅職員の計画的育成を図る。 | |

③ 部活動の在り方に関する方針決定

| ビジョン21の施策番号 | 4－（11）生涯・競技スポーツの推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---------------|-------------------------------|---------------|-----------|--|------|--|-----|-------|-----|-------|-----|-------------------------|------------|----------|------------|------|-------------------------------|---------------|-------------------------------|---------------|
| 1. 目的・ねらい | <p>学校現場における業務の適正化に向けて、教員の部活動における負担を軽減する観点から、国においてガイドラインが策定され、今後の部活動の在り方に関する指針が示された。</p> <p>国のガイドラインを踏まえ、今後の部活動の在り方について、「部活動の在り方検討会」において議論し、適切な運営体制や休養日と活動時間など、運動部活動及び文化部活動共通の考え方に基づいた「部活動の在り方に関する方針」を策定する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 平成30年度の実施内容 | <p>(1) 「部活動の在り方検討会」において、前年度に実施した部活動調査の結果等を参考に、以下の項目について整理・検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none">・部活動の位置づけと意義・効果・適切な運営のための体制整備・合理的で効率的・効果的な活動の推進のための取組・適切な休養日・活動時間の設定・生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備・参加する大会等の精査 <p>(2) 「部活動の在り方に関する方針（案）」について、平成31年1月から2月にかけてパブリックコメントを実施、県民の意見も反映し、2月に方針を決定し公表した。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 平成30年度の成果・評価 | <p>「部活動の在り方に関する方針」では、主に以下の点についてとりまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 適切な運営のための体制整備(2) 合理的で効率的・効果的な活動の推進のための取組(3) 適切な休養日・活動時間の設定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">中学校（国に同じ）</th><th colspan="2">高等学校</th></tr><tr><th>学期中</th><th>長期休業中</th><th>学期中</th><th>長期休業中</th></tr></thead><tbody><tr><td>休養日</td><td>週当たり2日以上 (平日1日、土日1日)</td><td>学期中 と同じ</td><td>週当たり1日以上</td><td>学期中 と同じ</td></tr><tr><td>活動時間</td><td>平日：長くとも2時間程度 休業日：長くとも3時間程度</td><td>長くとも 3時間程度</td><td>平日：長くとも3時間程度 休業日：長くとも4時間程度</td><td>長くとも 4時間程度</td></tr></tbody></table> | | | | | 中学校（国に同じ） | | 高等学校 | | 学期中 | 長期休業中 | 学期中 | 長期休業中 | 休養日 | 週当たり2日以上 (平日1日、土日1日) | 学期中 と同じ | 週当たり1日以上 | 学期中 と同じ | 活動時間 | 平日：長くとも2時間程度 休業日：長くとも3時間程度 | 長くとも 3時間程度 | 平日：長くとも3時間程度 休業日：長くとも4時間程度 | 長くとも 4時間程度 |
| | 中学校（国に同じ） | | 高等学校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 学期中 | 長期休業中 | 学期中 | 長期休業中 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 休養日 | 週当たり2日以上 (平日1日、土日1日) | 学期中 と同じ | 週当たり1日以上 | 学期中 と同じ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 活動時間 | 平日：長くとも2時間程度 休業日：長くとも3時間程度 | 長くとも 3時間程度 | 平日：長くとも3時間程度 休業日：長くとも4時間程度 | 長くとも 4時間程度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>4. 今後の課題・対応</p> <ul style="list-style-type: none">・保護者等に対し方針を周知・学校が行う部活動の方針策定や計画・活動実績の作成を支援・部活動の適切な運営を図るための研修会等を実施・方針に基づいた部活動の運営状況のフォローアップ・部活動指導員、地域指導者の配置・部活動指導員等のなり手となる指導者の確保・育成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

④ 「教育の魅力化」の推進

| | |
|------------------|--|
| ビジョン21の施策番号 | 1－（1）学力の育成 4－（4）離島・中山間地域の教育力の確保 |
| ①「県立高校魅力化ビジョン」策定 | <p>1. 目的・ねらい</p> <p>県立高等学校を取り巻く環境や求められる教育の質・役割などが大きく変化し、今後の在り方について、中長期的な視点で検討する必要が生じた。</p> <p>このため、平成28年4月に「今後の県立高校の在り方検討委員会」（以下「検討委員会」）を設置し、平成31年度以降の県立高校の在り方が検討され、平成30年3月に提言を受けた。</p> <p>この提言を踏まえ、それぞれの高校の置かれた状況等を鑑み、教育の質的な向上に重点を置いた「県立高校魅力化ビジョン」（以下「ビジョン」）を策定する。</p> <p>2. 平成30年度の実施内容</p> <p>平成30年4月に教育庁内に「県立高校魅力化ビジョン策定本部」を設置し、検討委員会から受けた提言を踏まえた「ビジョン（案）」を策定した。</p> <p>「ビジョン（案）」については、10月以降の教育委員会会議で協議し、11月から12月にかけてパブリックコメントを実施した。</p> <p>教育委員会会議での議論、パブリックコメント等での意見を踏まえた「ビジョン（案）」の修正について、平成31年2月の教育委員会会議で協議を行い、議決を受けた。</p> <p>3. 平成30年度の成果・評価</p> <p>2020年代10年間の県立高校における教育の基本的な「方向性」と、前半5年間の「具体的な取組」を示した「ビジョン」を、平成31年2月に策定した。</p> <p>(1) 生きる力を育む魅力ある高校と地域づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none">・全ての高校において「高校魅力化コンソーシアム」を構築・地域、大学、地元企業等と連携した地域課題解決型学習の実施・地元の幼稚園・保育所、小・中・高校・特別支援学校がつながった、地域と協働した魅力ある教育の創出・「社会に開かれた教育課程」により、子供たち一人一人の「生きる力」を育む <p>(2) 生徒自らが選び、学び、夢を叶える高校づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none">・「求める生徒像」の確立と入学者選抜方法の改善・特色ある学科・コースの設置による、主体的な学びの推進 等 <p>(3) 将来を見通した教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・松江市内普通科3校の特色化と通学区撤廃・浜田市、江津市の県立高校の方向性・松江市、出雲市を除く地域における高校の在り方を検討 等 <p>4. 今後の課題・対応</p> <ul style="list-style-type: none">・高校を中心としたコンソーシアムを県内すべての高校で構築し、高校を中心とした魅力化の取組を県内全域に拡大させるとともに、地元の幼稚園・保育所、小・中・高校・特別支援学校がつながった、地域と協働した魅力ある教育の創出を進めていく。・地域を題材にした課題解決学習の実施など、地域と協働した「社会に開かれた教育課程」により、子供たち一人一人の「生きる力」を育む。・教育庁内に推進本部を設置し、ビジョンに記載の「具体的な取組」に係る進捗状況の確認、予算措置状況の確認等を行う。 |

②他機関との連携・協働

1. 目的・ねらい

- ・自治体の枠を越え、それぞれが先駆的に取り組んできた分野を互いに学び合いながら高め合う取組の一層の充実・加速
- ・地域課題の多角的な研究や、地域や社会に貢献できる人材を養成している大学との連携・協働の推進

2. 平成30年度の実施内容

平成30年8月30日 埼玉県教育委員会との間で連携協力協定を締結

平成31年2月28日 島根大学との間で高大連携に関する協定を締結

平成31年3月4日 島根県立大学との間で包括的連携に関する協定を締結

3. 平成30年度の成果・評価

- ・埼玉県教員等を招き、授業改善の研修会を開催
- ・埼玉県教育委員会主催の学校・地域協働フォーラムへの県内高校生の参加
- ・埼玉県教育委員会等との連携を前提とした授業改善に関する新規事業（H31～）の構築

4. 今後の課題・対応

- ・両大学との連携項目を具体的に進めるための推進体制の検討（検討組織の設置等）
- ・埼玉県教育委員会との間で双方向の人事交流（教諭等各1名）
- ・埼玉県立高校等への訪問、講師招聘等による研修の充実や教育センター同士が連携した研究の実施

⑤ 幼児教育センターの運用開始

| ビジョン21の施策番号 | 4－（3）幼児教育の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------|----------|------------|----------------|-------|-----|----------|------------|----------------|-----|----|-------|-------|-------|------|----|------------|-------|------|------|-----|---------|------|------|-----|-----|----|---------|------|----|----|----|---|
| 1. 目的・ねらい | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県全体で総合的に幼児教育を推進するため、平成30年4月に幼児教育センターを設置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [人員体制] 12名体制（専任5名、兼務7名） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">所 属</th> <th>指導 主事</th> <th>社会教育 主事</th> <th>幼児教育 アドバイザー</th> <th>事務職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本庁</td> <td>教育指導課</td> <td>2名</td> <td>1名</td> <td>—</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>子ども・子育て支援課</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>松江教育事務所</td> <td></td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>浜田教育事務所</td> <td></td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 所 属 | | 指導 主事 | 社会教育 主事 | 幼児教育 アドバイザー | 事務職 | 本庁 | 教育指導課 | 2名 | 1名 | — | 1名 | 子ども・子育て支援課 | — | — | — | 2名 | 松江教育事務所 | | 1名 | 1名 | 1名 | — | 浜田教育事務所 | | 1名 | 1名 | 1名 | — |
| 所 属 | | 指導 主事 | 社会教育 主事 | 幼児教育 アドバイザー | 事務職 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本庁 | 教育指導課 | 2名 | 1名 | — | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 子ども・子育て支援課 | — | — | — | 2名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 松江教育事務所 | | 1名 | 1名 | 1名 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浜田教育事務所 | | 1名 | 1名 | 1名 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※ 幼児教育施設等への訪問研修等は教育事務所の指導主事（教育の専門家）と幼児教育アドバイザー（保育の専門家・元園長）の2名体制で実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 平成30年度の実施内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 幼児教育に対する県民への機運醸成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 島根県幼児教育センター開設記念「幼児教育推進シンポジウム」の開催 平成30年5月29日 島根県民会館 223名参加 ※ 浜田会場(57名)・隠岐会場(41名)も同時中継 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 県内幼児教育施設等への訪問研修等の実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 訪問研修 178回（県内幼児教育施設等447施設のうち89施設を訪問） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [地区別訪問回数] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>東部</th> <th>西部</th> <th>隠岐</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>285施設</td> <td>146施設</td> <td>16施設</td> <td>—</td> <td>447施設</td> </tr> <tr> <td>訪問施設数</td> <td>40施設</td> <td>47施設</td> <td>2施設</td> <td>—</td> <td>89施設</td> </tr> <tr> <td>訪問回数</td> <td>90回</td> <td>71回</td> <td>3回</td> <td>14回</td> <td>178回</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 区 分 | 東部 | 西部 | 隠岐 | その他 | 計 | 施設数 | 285施設 | 146施設 | 16施設 | — | 447施設 | 訪問施設数 | 40施設 | 47施設 | 2施設 | — | 89施設 | 訪問回数 | 90回 | 71回 | 3回 | 14回 | 178回 | | | | |
| 区 分 | 東部 | 西部 | 隠岐 | その他 | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設数 | 285施設 | 146施設 | 16施設 | — | 447施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 訪問施設数 | 40施設 | 47施設 | 2施設 | — | 89施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 訪問回数 | 90回 | 71回 | 3回 | 14回 | 178回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※ その他は園長会等の主催による集合研修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 「島根県幼児教育振興プログラム（仮）」策定に向けた検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 全ての幼児教育関係者の拠り所となる「島根県幼児教育振興プログラム（仮）」を策定するためワーキング会議を年4回開催 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 平成30年度の成果・評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 幼児教育センターの開設に伴い、幼児教育について一元的に支援する体制が整い、就学前教育を推進する体制が前進した。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一方で、現在のセンターの人員体制等で県全体をカバーしていくことは困難であることから、センターの今後の在り方等について関係各所と十分検討していく必要がある。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. 今後の課題・対応 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 幼児教育に対する県民の更なる機運醸成を図るため、引き続き「幼児教育推進シンポジウム」を開催 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 現在国会へ提出されている「幼児教育振興法案（仮）」等の動向に注視しながら、今後の幼児教育センターの体制や市町村との役割分担・財政負担について検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 令和元年度中に「島根県幼児教育振興プログラム（仮）」の基本方針を策定し、幼児教育関係者の共通認識を図りながら、県全体の幼児教育の質を向上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

⑥ 小・中学校における特別支援教育の充実

| ビジョン21の施策番号 | 4－（2）特別支援教育の推進 | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1. 目的・ねらい 小・中学校に対する支援・相談体制を強化することにより、校内の特別支援教育体制の整備・充実をめざす。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔背景〕 小・中学校において、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒が増加。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔課題〕 (1) 発達障がいのある児童生徒が急増しているが、その障がいの特性が多様であるため、個別の相談・支援が必要。 (2) 多様な個性をもつ児童生徒に応じた個別の指導・支援を行いながら、通常の学級や特別支援学級という学級集団をまとめていく必要がある。 | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 平成30年度の実施内容 (1) 特別支援教育支援専任教員の配置 特別支援教育に精通した小・中学校等の教員を特別支援教育支援専任教員として各教育事務所に配置 〔相談実績〕 ・活用学校数 H30年度：209／300 校 (H29年度：197／301 校) ・相談実数 H30年度：1,406 件 (H29年度：1,025 件) | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 特別支援学校のセンター的機能の強化 センター的機能充実のための教員を1名加配し、更に平成29年度から非常勤代替講師を配置 〔相談実績〕 | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"><thead><tr><th>年　度</th><th>H26年度</th><th>H27年度</th><th>H28年度</th><th>H29年度</th><th>H30年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>相談件数</td><td>2,551</td><td>2,606</td><td>2,590</td><td>2,834</td><td>3,008</td></tr></tbody></table> | | 年　度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | 相談件数 | 2,551 | 2,606 | 2,590 | 2,834 | 3,008 |
| 年　度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | | | | | | | | |
| 相談件数 | 2,551 | 2,606 | 2,590 | 2,834 | 3,008 | | | | | | | | |
| 3. 平成30年度の成果・評価 (1) 特別支援教育支援専任教員の配置 学級経営や学習指導等に関する小・中学校の相談・依頼に応じて、迅速かつ機動的な対応をすることで指導の充実を図り、教員をサポートすることができた。 (2) 特別支援学校のセンター的機能 小・中学校からの相談、特に児童生徒の障がいの実態を踏まえた個別の指導・支援方法に関する専門的な相談支援を実施し、指導の充実を図ることができた。 | | | | | | | | | | | | | |
| 4. 今後の課題・対応 (1)特別支援教育支援専任教員及びセンター的機能の非常勤代替講師を継続配置することにより、小・中学校への相談体制を支援していく。 (2)特別支援教育在り方検討委員会を設置し、今後の特別支援教育の在り方について検討する。 | | | | | | | | | | | | | |

⑦ 学校における安全対策の推進

| | |
|--|--------------------|
| ビジョン21の施策番号 | 4－（8）安全・安心な教育環境の整備 |
| 1. 目的・ねらい 自然災害や近年の厳しい気象条件を受け、様々な危機管理事案が発生することを念頭に、ブロック塀の倒壊防止等の安全対策、教育環境の改善等の学校における安全性・機能性の確保対策の充実を図る。 | |
| 〔背景〕 (1) 大阪府北部地震によるブロック塀倒壊により児童が亡くなる事故が発生 (2) 記録的な猛暑を起因とする熱中症に対する対応策が喫緊の課題 | |
| 2. 平成30年度の実施内容 (1) ブロック塀等の安全対策 ・ブロック塀倒壊による事故の翌日、県立学校や各市町村教育委員会に、地震発生時の安全行動の指導等、通学時の安全確保について通知した。 ・県立学校においては、ブロック塀の調査を行い、劣化の著しいブロック塀について撤去を完了した。 ・小・中学校の通学路沿いのブロック塀等による危険の可能性のある箇所の調査を依頼し、取りまとめた結果を市町村教育委員会及び県土木部へ情報提供した。 ・市町村において公立小中学校施設のブロック塀の倒壊防止対策や空調の整備が迅速に進められるよう国庫補助の申請にあたり指導助言を行った。 | |
| (2) 热中症対策 ・県内の公立学校に熱中症予防対策等の調査を行い、とりまとめた結果を県内全ての公立学校へ情報提供した。 ・「学校危機管理の手引」に、熱中症対策について新たに項目を設け内容を充実させることとした。 ・県立学校のエアコン未設置の普通教室について2月補正にて予算措置した。 | |
| 3. 平成30年度の成果・評価 (1) ブロック塀等の安全対策 ・県土木部とブロック塀による危険箇所の対策に関して互いに情報共有し、必要な情報を市町村に提供し、技術支援等を必要とする町村へ協力するよう県土木部へ要請するなど、連携した対応で市町村への支援ができた。 ・県立学校のブロック塀については、48校のうち8校にブロック塀が設置されており、そのうち7校で劣化の著しいブロック塀を撤去した。 ・対策が必要な市町村立学校施設のブロック塀については、令和元年度中に対策を終了する見込みとなった。 | |
| (2) 热中症対策 ・各学校へ参考となる熱中症予防や発生時以降の対応ポイント等を情報提供することで、学校現場の安全対策の一助となった。 ・県立学校で未設置の普通教室へのエアコン設置については、令和元年度中に設置できる見込みとなった。 ・ブロック塀・冷暖房設備対応臨時特例交付金の採択を受け、市町村立学校の普通教室のエアコン設置は、統合後廃校予定の1校（2教室）を除き令和元年度中に設置完了予定となった。 | |
| 4. 今後の課題・対応 (1) 「学校危機管理の手引」を周知し、各学校の「危機管理マニュアル」の見直しや熱中症予防に関する適切な対応を促す。 (2) 県立学校の既設ブロック塀については、定期点検等により劣化状況の確認を行う。 | |

⑧ 第4次島根県子ども読書活動推進計画の策定

| | |
|---|--------------|
| ビジョン21の施策番号 | 1－（4）読書活動の推進 |
| 1. 目的・ねらい | |
| <p>子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」である。「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、今後5年間にわたる子どもの読書活動推進に関する施策の方向性と取組を示し、社会全体で子どもの読書活動を推進する。</p> | |
| 2. 平成30年度の実施内容 | |
| <p>「第4次島根県子ども読書活動推進計画」（以下「第4次計画」）策定に向け、「島根県子ども読書活動推進会議」委員の助言等を受けながら、以下の点を中心に検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none">・学校図書館の活用状況の把握・第4次計画に盛り込むべき視点・学校図書館の活用状況の現地視察、学校図書館担当教諭・学校司書連絡会議の視察 | |
| <p>平成31年1～2月には、パブリックコメントを実施し、広く県民の意見も反映した上で、平成31年3月に「第4次計画」を策定した。</p> | |
| 3. 平成30年度の成果・評価 | |
| <p>「第4次計画」では、次の2点を重点的に取り組む事項としてとりまとめた。</p> | |
| <p>(1) 乳幼児期からの読書習慣の定着</p> <p>年齢が上がるほど全く読書をしない子どもの割合が増加することから、発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができるよう効果的な取組を推進する。</p> <p>特に、読書の習慣を身に付ける上で重要な乳幼児期における取組としては、県幼児教育センターによる幼稚園・保育所等への訪問型研修等を通して、子ども読書に対する保育者の意識やスキルの向上を図る。</p> | |
| <p>(2) 学校図書館活用教育の更なる推進</p> <p>全ての公立小・中学校等、高等学校、特別支援学校への学校司書等の配置により、学校図書館の貸出冊数が増加している。児童生徒が図書資料等を活用し調べ考える学習が進むよう、市町村や学校現場に対し、学校図書館活用教育の目的等の更なる浸透を図るとともに、司書教諭や学校司書と連携した授業等の実施を通して学校図書館活用教育を推進する。</p> <p>なお、平成31年3月には、「学校図書館活用教育実践事例集」を作成し、各学校へ配布した。</p> | |
| 4. 今後の課題・対応 | |
| <ul style="list-style-type: none">・乳幼児期からの読書習慣の定着を図るため、幼児教育センターの活用促進や福祉部局との連携を強化・学校図書館活用教育の充実を図るため、市町村教育委員会や各種校長会等に対する「第4次計画」の着実な推進の働きかけ・広報冊子や県ホームページにより県の各種取組や優良な事例を周知 | |

3 「第2期しまね教育ビジョン21」取組状況の点検・評価

I 教育目標「向かっていく学力」関連

1-(1) 学力の育成

【基本方針】

①学校・家庭・地域での学力観の共有

学力（学ぶ力・学んだ力）とは何かという学力観についてわかりやすい形にまとめ、学校・家庭・地域で共有し、教職員・子どもたち・保護者が共通認識を持って行動することができるよう取り組みます。

②学ぶ力・学んだ力を高める授業の推進

小学校段階から、学力の基盤となる言語に関する能力をはじめとした基礎・基本の定着を図るなど、「学んだ力（知識や技能などを身に付けたり、それらを活用したりする力）」を高めるとともに、「学ぶ力（主体的に学び、向上しようとする力）」を高める授業の工夫・改善を推進します。

③学力調査結果に基づく授業の改善

学校における学力育成策の立案にあたっては、計画、実行だけでなく、その前後の学力調査結果などのデータ分析や検証まで含めたP D C Aサイクルとなるようにし、授業の改善に取り組みます。

④教員の指導力向上のための指導・研修の充実

教員の指導力向上のための指導と研修を抜本的に見直し、効果測定を必ず行うなどP D C Aサイクルを確立することにより、指導・研修が学校教育の一層の充実につながるよう取り組みます。

⑤家庭学習の充実に向けた取組の推進

家庭学習の必要性やあり方について家庭に対して積極的に情報提供し、情報共有と相互理解の上、基本的生活習慣の定着や家庭学習の習慣化を図ることを通して、家庭学習の充実につながるよう取り組みます。

⑥学校のマネジメント力の向上

集中して授業に取り組める良好な教育環境の整備、保護者との信頼関係の構築、学校種間の連携の推進などを実現するための学校のマネジメント力を高めます。

①学校・家庭・地域での学力観の共有〔教育指導課〕

| 【平成30年度の取組の概要】 | 【評価】 |
|---|---|
| ・「第2期しまね教育ビジョン21」で示される学力や「しまねの学力育成推進プラン」に基づく取組を教育情報紙にまとめ、家庭向けページも作成して学校に発信した。管理職説明会等で「島根の子どもたちに身に付けさせたい力」で示した学力観について共通理解を深めた。 | ・プランに基づく取組や家庭の役割などについて家庭や地域に発信することを通して、学力育成についての家庭や地域での理解が進んだ。 |
| 〔取組の対象：幼稚園・小・中・高校・特別支援学校の保護者〕 | 〔今後の対応〕 |
| ・保護者や地域住民を評価委員とする学校評価を全ての学校で実施しており、学力観や学校での学力育成に関する取組について理解を図った。 | ・今後も、引き続きプランに基づく取組について学校などを通じて家庭や地域に発信していく。また、平成29年度より稼働している「しまねの教育情報Web(エイオス)」を活用して、プランに基づく取組等を直接、家庭や地域に向けて発信していく。 |
| 〔取組の対象：幼稚園・小・中・高校・特別支援学校の保護者、地域住民〕 | |

②学ぶ力・学んだ力を高める授業の推進〔教育指導課〕

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・県内中学校3校を研究校として指定し、「総合的な学習の時間」の充実、県内への成果の普及・還元を目的に取り組んだ。また、県内8校の算数授業改善推進校による公開授業を活用して、子どもが主体的に学習に取り組む授業づくりを県内に広げる事業を継続している。 〔取組の対象:小・中・高校・特別支援学校の教員〕・県立高校4校を実践研究校に指定し、授業、評価及びカリキュラム設計の在り方等の研究を推進し、研究授業や実践発表を通じてその成果の普及を図った。 〔取組の対象:高校の教員〕 | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none">・算数授業改善推進校事業などによって、小学校6年生の算数の授業の内容はよくわかるという割合は少しづつ増加しており、取組の成果が表れている。・実践研究校が授業公開を実施することで、他校の教員の学びの場となった。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・県内の小・中学校各5校を研究推進校に指定するとともに、県立高校3校に協調学習推進教員を配置し、協調学習の考え方を取り入れた授業改善の取組を行う。・成果や取組の様子等について研修等を活用して県内の学校に県内の学校へ広げていく。 |
|--|---|

③学力調査結果の分析に基づく授業の改善〔教育指導課〕

| | |
|--|--|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・全国学力・学習状況調査の活用が進むよう、各学校が結果を分析・活用するための分析シートを提供した。自校の課題を把握し、個別の指導ができるよう支援した。 〔取組の対象:小・中学校の教員〕・学校全体で授業改善が進むように、全国調査については小・中学校長対象に、県調査については学力育成担当者を対象に、学力調査の活用のための説明会を実施し、チーム学校として組織的に授業改善を図った。 〔取組の対象:小・中学校の管理職〕 | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none">・全国学力・学習状況調査に関する説明会を、管理職を対象としたことによって、全国学力・学習状況調査の自校の分析結果を教育活動の改善に活用した学校が増えた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・全国学力・学習状況調査と県学力調査を活用し、PDCAサイクルが回せるように、より一層、各学校が学校全体で組織的に授業改善に取り組むよう促していく。 |
|--|--|

④教員の指導力向上のための指導・研修の充実〔教育指導課〕

| | |
|--|---|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・新任者研修、経験者研修とも、授業づくりの研修を一層充実させた。「教職員の倫理と服務」など教職員としての基盤をなす内容、「本県の教育施策」など社会や時代の要請に即応する内容の充実にも努めた。・講義と演習・協議のバランスを取りながら各研修の内容を構築した。併せて、研修の内容に応じて協議のグループを地域別、学校規模別、校種別とするなど工夫することで、ねらいに迫ることとした。 〔取組の対象:幼稚園・小・中・義務教育学校・高校・特別支援学校の教員〕・教科指導に係る研修講座においては、「主体的・対話的で深い学び」に係るサブテーマを設定し、授業の質の向上に係る研修であることを明確にした。 〔取組の対象:幼稚園・小・中・義務教育学校・高校・特別支援学校の教員〕 | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none">・研修の目的が達成されるよう、一日の研修のねらいを明確にして各種の研修講座を実施し、定着を図ることができた。・教育庁各課、室、及び各教育事務所の指導主事等と連携し、協働的に研修講座を企画・立案、実施することができ、所期の目的を達成することにつながった。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・『島根県公立学校教育職員人材育成基本方針』並びに『島根県公立小・中・義務教育学校事務職員人材育成基本方針』を受け改訂した『島根県教職員研修計画』に基づき、引き続き各種の研修を実施する。特に、「育成指標」に明示された島根県の教職員として求められる基本的な5つの資質能力を着実に育成するよう努める。 |
|--|---|

⑤家庭学習の充実に向けた取組の推進〔教育指導課〕

| | |
|---|---|
| 【平成30年度の取組の概要】 <ul style="list-style-type: none">・しまねの教育情報webを活用し、各地域の好事例を紹介した。 | 【評価】 <ul style="list-style-type: none">・教育情報紙で家庭学習充実のための取組の好事例を発信することで、各学校で家庭学習の充実に繋がった。 |
| 〔取組の対象:小学校の児童〕 <ul style="list-style-type: none">・小・中学校長を対象に全国学力・学習状況調査の結果分析説明会を実施し、各学校における学校全体での授業改善の在り方や家庭学習の充実のための方法について協議した。 | 【今後の対応】 <ul style="list-style-type: none">・家庭学習の充実に向けた啓発記事を教育情報紙やしまねの教育情報Web等さまざまな場で継続して発信していく。・授業改善プロジェクトを通し、授業の質を高め、児童生徒の「学ぶ力」を高めていく。 |

⑥学校のマネジメント力の向上〔教育指導課〕

| | |
|---|---|
| 【平成30年度の取組の概要】 <ul style="list-style-type: none">・「学校管理職等育成プログラム」に沿い、学校マネジメントを中心とした管理職研修を実施した。 | 【評価】 <ul style="list-style-type: none">・管理職だけでなく全ての教職員が、学校マネジメントを意識して教育活動に取り組む必要があるという意識が高まった。 |
| 〔取組の対象:幼稚園・小・中・高校・特別支援学校の教員〕 <ul style="list-style-type: none">・ミドルリーダー宿泊研修や主任等研修においてマネジメント力育成に関わる内容を強化した。 | 【今後の対応】 <ul style="list-style-type: none">・11年目研修から名称変更した「中堅教諭等資質向上研修」において、ミドルリーダーとして校内研修等の企画・運営等に携わることができるためのマネジメント力を、年間を通して系統的に育成する。 |
| 〔取組の対象:幼稚園・小・中・高校・特別支援学校の教員〕 <ul style="list-style-type: none">・新任教職員研修、6年目研修、11年目研修において段階的に学校マネジメント研修を実施した。 | |

※「学力の育成」に関する次の項目については、「平成30年度教育委員会の特徴的な動き」として記載しました。

- 「教育の質の向上」と「教員の働き方改革」との両立を目指す取組が始まる:6頁
- 「教育の魅力化」の推進:9頁

【総合評価】

学力の育成については、さらに市町村と連携・協働することで、学力育成推進プランの3つの柱（「授業の質の向上」、「家庭学習の充実」、「学校マネジメントの強化」）に基づく取組を推進していく必要がある。

学力調査の自校の分析結果を活用したチーム学校としての組織的な教育活動の改善は、定着しつつある。この動きが確実なものとなるように、研修等の充実を一層図っていく必要がある。

中学校における「家庭学習の充実」に関する課題については、各学校での取組の好事例を発信し、お互いが情報交換できる場を設定するなどの改善を図っていく。

1-(2)ものづくり活動の推進

【基本方針】

①小・中学校におけるものづくり活動の推進

ものづくりの楽しさや喜びを体験させる中で、技術に関する理解を深め、技術を適切に活用できる能力や実践的な態度の育成に取り組みます。

②専門高校における産業人材の育成

本県のものづくり産業を担う人材を育成するため、専門高校を中心に、高等学校でのものづくり教育を推進します。また、技術の高度化の進行に対応するために、より専門的な知識や技能を持つ人材の育成に取り組みます。

①小・中学校におけるものづくり活動の推進〔教育指導課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・社団法人島根県建設業組合連合会の協力により、小・中学校でものづくり教室を実施した。

〔取組の対象: 小・中学校の児童・生徒〕

- ・島根県技術・家庭科研究会の主催する中学生ものづくり競技大会を後援するなど、生徒のものづくり活動への参加を促進した。

〔取組の対象: 中学校の生徒〕

【評価】

- ・小中学生がものづくりの楽しさを体験し、地域産業への理解を深めることができた。

【今後の対応】

- ・地域の団体、教育研究会と連携を深め、教科の学びと関連づけながら、ものづくり活動の推進を図っていく。

②専門高校における産業人材の育成〔教育指導課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・生徒が地域や地元企業と連携し、課題解決型学習に取り組む「产学研官連携による課題研究事業」を、専門高校を対象として実施した。

(実績: 15校、50テーマ)

〔取組の対象: 高校の生徒〕

【評価】

- ・本事業の実施により、地元企業との連携が進み、専門的知見の支援による学びの深化がみられたとともに、地域や地元産業等への理解が促進された。

【今後の対応】

- ・地元企業と連携した組織的な取組を推進して、学校と地域の協働による課題解決型学習の質の向上を図り、地域産業を支える人材の育成につなげる。

【総合評価】

各校種において、地元企業・団体等と連携が進み、ものづくりへの興味や関心が深まった。専門高校では知識・技術の習得など、専門性の向上が見られた。また、地域の産業や働くことへの理解が進み、勤労観・職業観の育成につながった。

1-(3)情報教育の推進

【基本方針】

①調べ学習やICT機器を活用した授業等による情報活用能力の育成

学校図書館を活用した調べ学習やICT機器を活用した授業等を通して、情報を活用する力を育みます。また、インターネット等を活用し、全世界とつながり、国内外の多様な人々との交流を図る学校活動を展開します。

②教員の情報活用能力の向上

学校の情報化の基盤となる教員の情報リテラシー及びICT機器の活用能力を向上させる研修の充実を図ります。

③情報モラルの育成と保護者への啓発の推進

情報化の弊害について、学校、家庭や警察などが連携し、小学校の早い段階から子どもたちに対して危険性の周知や情報モラルの育成に取り組むとともに、保護者への啓発などを行います。

④インターネット利用上の課題に対応するネットパトロールの実施

インターネット上の掲示板、SNS等における誹謗中傷やいじめ等の課題に対応するため、引き続きネットパトロールを行います。

①調べ学習やICT機器を活用した授業等による情報活用能力の育成〔教育指導課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・学校図書館活用教育研究事業研究校を8校指定し、図書館を活用した調べ学習を進め、ICT機器等を利用した表現活動に取り組んだ。研究校の成果を実践事例集としてまとめ、全校種に配付した。

〔取組の対象:小・中学校の児童・生徒〕

- ・県立高校の普通教室に「主体的・対話的で深い学び」の実現に資するICT環境整備として電子黒板機能付き超短焦点プロジェクタ、iPad、実物投影機を整備した。ICT機器を活用し、考える場面や表現する場面を設定した授業づくりを進めた。
- ・普通高校のコンピュータ室における機器を可動式情報端末で更新整備することで、教室での調べ学習の利便性を向上させた。

〔取組の対象:高校の生徒〕

【評価】

- ・学校図書館を活用した調べ学習は、学校現場で浸透してきている。各教科等において図書館を活用した授業が行われており、児童生徒の情報活用能力の伸長や教職員の学校図書館活用教育への理解の深化などの成果が見られる。

【今後の対応】

- ・研修会や公開授業等を通して、学校図書館活用教育研究事業における研究成果を広く公開し、引き続き学校図書館活用教育の普及に努め、児童生徒の情報活用能力及び思考力、判断力、表現力等の育成を図っていく。
- ・県教育センターにおいて、児童生徒によるICT機器の活用に関する研修を充実させる。

②教員の情報活用能力の向上〔教育指導課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・県教育センターにおいて、教員を対象とした情報活用能力向上研修の質の向上を図った。

〔取組の対象:幼稚園・小・中・高校・特別支援学校の教員〕

- ・ICT機器の整備に合わせて指導主事が各高校を訪問し、活用方法等の校内研修を実施した。

〔取組の対象:高校の教員〕

- ・学校訪問等において、効果的なICT活用の事例を収集し、授業改善のためのICT活用リーフレットを作成した。

〔取組の対象:中・高校の教員〕

【評価】

- ・平成29年「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」では、「授業中にICTを活用して指導する能力」が73.0%（全国平均76.6%）、「児童・生徒のICT活用を指導する能力」が63.3%（全国平均67.1%）となっており、いずれも全国平均を下回っており、更なる研修の充実が課題である。

【今後の対応】

- ・昨年度整備された機器を効果的に活用するための高校教員向け能力開発研修を県教育センターにおいて実施する。
- ・県教育センターの出前講座の充実を図るとともに、学校現場のニーズに応じた情報活用能力向上研修を実施する。

③情報モラルの育成と保護者への啓発の推進

〔教育指導課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・児童生徒の実態を踏まえ、保護者向けの情報モラル教育啓発資料（定期リーフレットや各学校ごとで活用できるプリントはめ込み型コンテンツ）を作成し、県内すべての学校に提供した。

〔取組の対象：小・中・高校・特別支援学校の児童

・生徒・教職員・保護者〕

【評価】

- ・はめ込み型コンテンツを提供することで、学校独自の文書に挿入できるようになり、啓発への取組を推進することができた。

【今後の対応】

- ・今まで作成してきた啓発資料をまとめて学校に提供することで、適宜現場の実情に応じて、利用できるようにし、情報モラル教育について一層の推進を図る。

〔保健体育課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・健康とメディアの専門家が学校へ出向き、子どもや保護者、教職員に対して過度なメディア接触による健康被害等の実態や対策について講義・授業を行った。

○健康とメディア専門家派遣校

平成28年度：62校

平成29年度：81校

平成30年度：77校

- ・専門家のネットワークづくりを進め、関係部局と連携しながら、各学校の状況に応じた講師を派遣した。
- ・メディア依存等の治療に携わる講師を招き、保護者、教職員等を対象に、スマホ・ゲーム依存の現状とその予防についての講演を実施した。
- ・幼児期からのメディア接触が成長発達に及ぼす影響について、リーフレットやポスターの配布、健康とメディア専門家による講演等により、保護者への啓発を行った。

〔取組の対象：保育所・幼稚園・小・中・高校・特別支援学校の児童・生徒・保護者、教員〕

【評価】

- ・メディア使用について、子どもが自己決定し行動選択することや、家庭でのルールづくりの重要性について広く啓発することができた。

【今後の対応】

- ・メディア接触の問題、依存症の対応や眠育について、広く県民が課題意識を共有できる展開について検討していく。
- ・キヤッチフレーズ「①つのよい④なびと②むり③⑤の子」を掲げ、健康とメディア専門家派遣事業で学習教材を使用したり、全校に配布して活用を進めたりすることにより、メディア使用についての子どもの自己決定力を高めていく。
- ・子どもの過度なメディア接触の改善と質のよい睡眠の大切さに関するリーフレット、ポスターを幼稚園、保育園、学校に配布し啓発する。

④インターネット利用上の課題に対応するネットパトロールの実施 〔教育指導課〕

事業終了

【総合評価】

情報活用能力の育成が一部では進みつつあるが、その成果の県内普及を図っていくこと、教員の情報活用能力をさらに向上させることが必要である。また、情報モラルの育成や保護者への啓発の推進についても、引き続き推進していく必要がある。

小学校就学前の児童とその保護者に対してメディアとの上手な付き合い方を啓発していくことが必要である。

1-(4)読書活動の推進

【基本方針】

①読書習慣の確立に向けた取組の推進

学校・家庭・地域において、子どもたちが本に親しみ、読書の楽しさを感じることができる活動・機会を充実させるとともに、子どもたちの読書活動を支える人材や環境を整えるなど、読書習慣の確立に向けた取組を推進します。

②学校図書館の充実・活用の推進

県立学校や市町村における学校司書等の配置の促進により、「人のいる学校図書館」の環境を整えるとともに、地域のボランティア等の協力を得て学校における読み聞かせの取組を推進します。

③学校図書館を活用した情報活用能力の育成

学校図書館を各教科等で活用することを通して、情報を適切に活用して思考・判断・表現する力を育成します。

①読書習慣の確立に向けた取組の推進 [社会教育課]

【平成30年度の取組の概要】

- 「子ども読書県しまね」の実現に向け、各市町村教育委員会及び公共図書館等に企画公募し、県内3箇所でしまね子ども読書フェスティバルを開催した。
- 未就学児の読書習慣の定着を目指し、県立図書館に配備し、全市町村に寄託している「しまね子育て絵本」について、引き続き、幼稚園、保育所、その他未就学児が集まる施設等で活用した。

[取組の対象:保育所・幼稚園・小・中・高校・特別支援学校の児童・生徒]

【評価】

- しまね子ども読書フェスティバルでは、各公共図書館等が主体となり、読書ボランティアによるブックトークや地元にゆかりのある本を題材としたブックカフェなどの活動が行われ、子ども読書活動の普及・啓発を図ることができた。
- 「しまね子育て絵本」の活用により、未就学児が本に触れる機会を充実させることができた。
- 親子読書アドバイザーによる読書普及活動を通して、親子読書の楽しさや、乳幼児期の読み聞かせの重要性について普及・啓発が図られた。

【今後の対応】

- 今後も、これらの活動を通じ、各地域での子ども読書活動がより推進されるよう、取組を促すとともに支援をしていく。

②学校図書館の充実・活用の推進

[教育指導課]

【平成30年度の取組の概要】

- 県内全小中学校の学校図書館を「人のいる学校図書館」にするために学校司書等配置事業を実施し、各市町村に対して財政支援を行った。また、全ての県立高校に学校司書を配置している。

[取組の対象:市町村、高校]

- 学校図書館活用教育を推進するために司書教諭養成の支援を行い、小中高の司書教諭の発令率を高めた。

[取組の対象:小・中・高校の教員]

- 教職員や地域のボランティアによる読み聞かせは、小学校の99%、中学校の51%で実施された。

[取組の対象:小・中・高校の児童・生徒]

【評価】

- 公立小中高校では学校司書等が全ての学校に配置され、勤務時間も徐々に長くなり有効に活用されている。
- 11学級以下の学校における司書教諭の発令率は小学校75%、中学校73%、高等学校6%となっており、取組が十分とは言えない。(12学級以上は必置)

【今後の対応】

- 今後も、引き続き学校司書の配置及び司書教諭の発令が進むよう市町村、県立高校に働きかける。
- 読書好きな子どもを育てるための研修の充実を図り、学校における読書活動を推進していく。

〔社会教育課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・県立図書館では、学校図書館に配置された学校司書、学校図書館支援員（ボランティア）に対する初任者研修等を開催した。
 - 小・中学校司書研修
 - ・7回開催し、延べ426人が参加
 - 小・中学校司書特別研修
 - （司書教諭も含む）
 - ・1回開催し、38人が参加
 - 小・中学校図書館活用教育研修会
 - （学校司書・司書教諭合同研修）
 - ・2回開催し、延べ222人が参加
 - 高等学校・特別支援学校司書研修
 - ・1回開催し、26人が参加

〔取組の対象：学校司書・司書教諭・学校図書館支援員〕

【評価】

- ・学校図書館に配置された学校司書や学校図書館支援員を対象に県立図書館が実施した研修によって、学校図書館業務従事者のスキル向上を図ることができた。

【今後の対応】

- ・今後も、学校司書等の専門性を高めるために人材養成研修を継続して取り組んでいく。特に、司書教諭と学校司書との合同研修を開催するなど、学校図書館活用教育を推進していく。

③学校図書館を活用した情報活用能力の育成〔教育指導課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・研究指定校の授業公開や研究指定校の実践事例集を配付し、学校図書館活用教育の普及を図った。

〔取組の対象：小・中学校の児童・生徒〕

- ・教員を対象とした研修を県内2箇所で実施し、学校図書館活用教育の普及を図った。

〔取組の対象：幼稚園・小・中・高校・特別支援学校の教員〕

【評価】

- ・学校図書館を活用した課題解決的な学習は、小中学校で年々浸透してきており、学校で実施される情報活用能力に係る学習の種類や図書館を活用して授業を行った教科が増えてきており、学校図書館活用教育の普及が進んでいる。
- ・図書館担当者を対象とした研修を充実させ、学校図書館活用教育における司書教諭の役割について理解を深めた。

【今後の対応】

- ・平成29年度より県立図書館に配置した指導主事も活用し、研究指定校の成果の普及や教職員研修を通して、学校図書館活用教育を推進し、さらに情報活用能力の育成を図っていく。

※「読書活動の推進」に関する次の項目については、「平成30年度教育委員会の特徴的な動き」として記載しました。

○第4次島根県子ども読書活動推進計画の策定：14頁

【総合評価】

学校司書の配置や司書教諭養成の効果により、学校図書館の充実・活用は着実に進んできている。学校図書館を活用した情報活用能力の育成は、その成果の県内普及を図っていく必要がある。

また、学校・家庭・地域が連携して事業を進め、未就学児を含めた子どもと本をつなぐ活動や、子ども読書を支える人材の育成を行い、子どもの読書環境を引き続き整えていく必要がある。

Ⅱ 教育目標「広がっていく社会力」関連

2-(1)社会性の育成

【基本方針】

①体験を通した社会と関わる力の育成

子どもたちに人と人との関わりを主眼とした活動を多く経験させ、人間関係を構築する力を育みます。また、ボランティア活動や地域との協働による体験活動を通して、自己有用感の育成に取り組みます。

②体験活動に関する家庭への意識啓発

体験活動を積むことの有益性について、関係機関が家庭に啓発し、子どもたちのチャレンジを後押しします。

①体験を通した社会と関わる力の育成〔教育指導課・社会教育課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・「しまねのふるまい体験活動推進事業」を通して、生活体験を重視した長期宿泊体験、ふるまい定着を意識した体験活動、地域と協働した体験活動などに取り組んだ。
- ・少年自然の家において、小学校や特別支援学校の指導者を対象とした研修会や、プログラム立案支援を行い、各校のねらいに応じた活動やモデルプログラムの提案を行った。
- ・203小学校区中(義務教育学校を含む)、170小学校区(84.2%)で開設された放課後子ども教室において、放課後や週末等に地域住民の参画を得て、年齢の異なる子ども同士による体験活動が実施されるよう、支援を行った。

〔取組の対象: 小・中学校の児童・生徒〕

【評価】

- ・体験活動を通して協力し合う大切さ、あいさつや公共心の重要性、協調性やコミュニケーションの力について育成することができた。
- ・長期宿泊体験は、豊かな人間性・社会性を育むだけでなく、いじめ問題、学力向上といった課題にも有効である。
- ・体験活動の進め方によって、学びの効果に違いがあらわれることについて、指導者への理解を図るとともに、研修プログラムに反映させることができた。
- ・放課後子ども教室における異年齢集団との交流や体験活動を通して、協調性やコミュニケーション力の向上を図ることができた。

【今後の対応】

- ・地域と小中学校との連携・協働を図る「教育の魅力化」や「ふるさと教育」等との関連性を踏まえ、支援の在り方について検討する。
- ・公民館等社会教育施設と連携しながら、多様な体験の場を提供していく。
- ・放課後子ども教室については、今後も就学児童が放課後等に多様な体験・活動を行うことができるよう、各市町村の状況に応じた支援を行う。

②体験活動に関する家庭への意識啓発〔社会教育課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・青少年の家、少年自然の家において実施した家族を対象とした体験事業は、親子合わせて953人の参加者があったほか、体験活動の必要性や効果等を広く広報・啓発した。
- ・親学プログラムにおいて、体験活動をテーマとした学習プログラムを提供した。

〔取組の対象: 親子、保護者、研修参加者〕

【評価】

- ・県立社会教育施設等における様々な学習活動を通して、体験活動の持つ有益性を保護者等へ広めることができた。

【今後の対応】

- ・アンケートから読み取れる保護者の満足度や体験活動に対する評価と必要性について広く啓発していく。
- ・様々な体験活動の中で子ども向けプログラムと並行して保護者向けに親学プログラムを活用した研修の機会を設定するなど、親学プログラムの更なる普及、啓発を進める。

【総合評価】

学校教育、社会教育のそれぞれの場で、体験活動の場が提供され、社会性を育む上で体験活動の有益性について理解が深まっている。

また、保護者に対しても、様々な体験や学習の機会の提供などを通じて、体験活動の有益性やその必要性について広報・啓発することができた。ただし、参加者の固定化も見られるので、幅広く周知できるよう、学校を通じたチラシの配付だけでなく、図書館、スーパーマーケット、公民館等へのポスター掲示等周知方法や研修内容等について更に工夫していく必要がある。

2-(2)コミュニケーション能力の育成

【基本方針】

①言語活動の充実

言語に対する関心や理解を深め、自分と周囲の人や物事との関係性を理解する力を育むため、小学校段階から、子どもたちの言語活動の充実を図ります。

②集団活動等を通した他者と関わる力の育成

授業や様々な活動での集団において、対話やディスカッション、身体表現等を取り入れることを通して、人間関係やチームワークを形成したり、合意形成・課題解決したりする力を育みます。

①言語活動の充実〔教育指導課〕

| | |
|---|---|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・共通して指導すべき言語活動と教科特有の言語活動を整理し、「平成30年度各教科等の指導の重点」、「平成30年度教職員研修の手引き」等を活用して指導や研修を実施し、学校全体で言語活動の充実を図った。 <p>〔取組の対象:小・中・高校の教員〕</p> <ul style="list-style-type: none">・児童生徒の言語に関する能力を育むため、学校図書館活用教育講座を浜田で開催した。 <p>〔取組の対象:小・中・高校の教員〕</p> | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none">・全国学力・学習状況調査(学校質問紙)結果から見ると、言語活動の取組は数値が伸びており、全国との差も小さくなっている。しかし、校内における全教職員による言語活動についての取組は十分とは言えない。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・校内での授業における言語活動の充実に係る研修を実施し、児童生徒のコミュニケーション力を育成することにつなげていく。・国の主催する言語活動指導者養成研修に指導主事を派遣することにより、各学校への指導に生かしていく。 |
|---|---|

②集団活動等を通した他者と関わる力の育成〔教育指導課〕

| | |
|---|---|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・集団活動等を通した他者と関わる力の育成に大きな役割を果たす特別活動の充実に向け、「平成30年度各教科等の指導の重点」で特別活動の指導のポイントについて発信した。また、望ましい集団活動や体験的な活動を通して、よりよい人間関係を築く力や社会に参画する態度を育むための指導が充実するよう、教員研修や訪問指導を行った。さらに県内の実践を収集し、特別活動指導資料としてEIOSに掲載した。 <p>〔取組の対象:小・中・高校の教員〕</p> | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none">・平成29年度全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)において「他者と折り合いをつけるなどして話し合い意見をまとめる」という質問に対する肯定的回答が、小学校50%、中学校45.4%に留まっており、引き続き課題があると考えられる。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・「平成31年度各教科等の指導の重点」の特別活動編で、いわゆる学級会である学級活動(1)の充実を重点に据え、さらに指導していくことを確認する。また、話し合い活動を通して、合意形成する力の育成を図る。 |
|---|---|

【総合評価】

教員に対しては、ねらいを明確にした効果的な言語活動が行われるよう、研修や指導を行っていく必要がある。また、特別活動における話し合い活動を重点に据え、合意形成する力の育成を図る必要がある。

2-(3)国際理解教育の推進

【基本方針】

①国際理解のための取組の充実

子どもたちの他の国の歴史や文化に対する寛容な態度や、国際的な課題を解決しようとする意欲を育むとともに、地域や本県の課題を国際的な視野に立って考える力を育む授業の工夫・改善を図ります。

②国際化に対応するための言語能力の育成

小学校では、外国語活動などを通して英語に慣れ親しみながら世界の人々や異文化に対する理解を深め、中学校・高等学校では、外国語科において英語を使って思いや考えを伝え合うことができる言語能力を育成するなど、小学校から高等学校までを見通しながら、国際化に対応できる基礎的な言語能力の育成を推進します。

③早期の英語教育実施への対応

早期(小学校中学年)の英語教育実施に対応するための準備を行います。

①国際理解のための取組の充実〔教育指導課〕

| | |
|--|--|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・教育指導課及び県立学校17校にALT(外国語指導助手)18名を配置し、配置校だけでなく訪問校も含め、全県立学校においてALTを活用した授業を行った。 <p>〔取組の対象:高校・特別支援学校の児童・生徒〕</p> | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none">・ALTの配置により授業の中で英語に触れたり、英語を通して十分なコミュニケーションをとる機会を提供することができた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・各配置校からの活用状況報告をもとに、取組の充実を図る。今後、通信制高校への派遣についても研究していく。 |
|--|--|

②国際化に対応するための言語能力の育成〔教育指導課〕

| | |
|--|---|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・英語教員の英語力及び指導力向上のため、「英語指導力向上研修」、「英語教員等の英語力向上研修」などの教員研修を実施した。また、「グローバル化に対応した外国語教育研修」も4年目を終え、全ての小学校から1名以上の中核教員が受講した。中・高等学校英語担当教諭のほぼ全員が研修を終えた。 <p>〔取組の対象:小・中・高校の教員〕</p> | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none">・平成30年度「英語教育実施状況調査」結果から、授業中の発話の半分以上を英語で行っている教員の割合は、中学校で約67%、高等学校で約30%という状況である。また、英検準1級以上等を取得している教員の割合は中学校35.2%、高等学校55.8%であり、一定の取組の成果が表れている。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・左記の研修等の成果を活かし、学習指導要領で求められる英語力を身に付けるための授業改善に努める。・Aptis Generalの団体受験を引き続き実施し、教員の英検準1級以上等取得率を高める。外部検定試験の費用の一部助成も継続する。 |
|--|---|

③早期の英語教育実施への対応〔教育指導課〕

| | |
|---|---|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・新学習指導要領が目指す英語力を児童生徒に身に付けさせるために必要な指導方法等について、実際の授業の場で確認し、各自の授業改善に生かすことを目的に、英語教育推進リーダー等による公開授業を行った。 <p>〔取組の対象:小・中学校の教員〕</p> | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none">・効果的な指導方法を確認したり、授業を行うまでの疑問点等について共通理解を図ったりすることができ、授業改善の意識を高めることができた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・系統的な指導が行えるよう、異校種の公開授業への参加を促進する。 |
|---|---|

【総合評価】

英語に対する児童生徒の興味関心を高め、新しい学習指導要領で求められる英語力を身に付けさせるために授業改善に努める。また、授業中の半分以上を英語で行う教員の割合に課題が見られるため、課題の克服に向けて、教員研修等で指導力向上を図る必要がある。

2-(4)ふるさと教育の推進

【基本方針】

①ふるさと教育の発展的な取組の推進

小・中学校で取り組んできた、地域の「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を、就学前から高等学校までの一貫性のある取組に発展させ、発達の段階に応じたふるさと教育の充実を図ります。

②学びの質を高める指導の充実

ふるさと教育が学習の深まりを意識した取組となるよう、指導の充実を図ります。

③地域との連携による活動の充実

公民館等を中心とした、地域全体の学校を支援する体制を充実させるとともに、地域との協働による体験活動を通して、将来、地域で活動しようとする意欲を喚起します。

④地域の課題に対応した取組の充実

医療人材等の地域の担い手育成など、地域の課題に対応した取組の充実を図ります。

①ふるさと教育の発展的な取組の推進〔社会教育課、文化財課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・家庭・地域と連携して、ふるさと教育を実施するため、市町村に対し、全小中学校を対象とする交付金を助成した。
- ・小中9年間を通した発展性・系統性のある「ふるさと教育」を実施するため、中学校区単位で作成された全体計画をもとに各校で「ふるさと教育」が実施されるよう指導・助言した。
- ・公民館で行う地域住民(大人)を対象とした「ふるさと」を学ぶ講座や学校と連携した多世代交流による学習を支援した。
- ・小・中・特別支援学校において、地域の歴史を学ぶ体験学習として、文化財子ども塾を実施した。
- ・古代出雲歴史博物館では、博学連携プログラムにより小・中・高校の利用促進を図った。

〔取組の対象：小・中・高校の児童・生徒、教職員、地域住民〕

【評価】

- ・全小中学校において、総合的な学習の時間等を使って年間35時間以上のふるさと教育を実施し、地域に対する愛着や誇りを育むことができた。
- ・市町村に対する交付金により、取組の成果発表や「教育魅力化」や「キャリア教育」との関連性も考慮した活動も生まれており、地域の教育資源を生かした特色ある教育活動の推進を図ることができた。
- ・26校、約700人の児童生徒が、学校周辺の遺跡を見学したり、土器等に触れることで地域の文化財を身近に感じる機会を提供できた。
- ・古代出雲歴史博物館の博学連携プログラムには小・中・高等学校あわせて101校、約5,700人の利用があり、県内の児童・生徒に対し、郷土の豊かな歴史文化を理解してもらえる場を提供できた。

【今後の対応】

- ・全中学校区で作成された全体計画を見直しつつ、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を認識し、連携して発展的な「ふるさと教育」を開拓する。
- ・地域課題の解決や地域に貢献しようとする「地域を支える次世代」の育成を図るために、小中学生だけでなく、就学前の子どもから高校生、大人までを対象に、ふるさと教育を推進する。
- ・子どもたちが島根への愛着や誇りを持つよう、校種間の連携を深めながら地域の教育資源(ひと・もの・こと)を有効活用していく。
- ・地域の実情に合わせた活動となるよう、市町村での議論を促していく。

②学びの質を高める指導の充実〔教育指導課、社会教育課〕

| | |
|---|--|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教科等の「ねらい」を達成するため、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を有効活用するよう指導・助言を行った。 教職員を対象としたふるさと教育の研修会を開催するとともに、各教育事務所及び市町村派遣の指導主事、社会教育主事が指導・助言・支援を行った。 <p>〔取組の対象：幼・小・中・高校の教職員、市町村事業担当〕</p> | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員を対象とした研修会を開催することで、指導の充実に向けた取組の推進を図ることができた。 ネットワーク会議、中学校区ふるさと教育推進連絡会議等により、教職員間でふるさと教育に関する情報の共有及び共通理解を図ることができた。 目的やねらい、児童・生徒に身につけさせたい力等を明確化、共有化した上で効果的な取組が十分には進んでいないところもある。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導主事と社会教育主事がさらに連携を深め、各小中学校への指導助言を行っていく。 今後も発達段階に合わせ、「教育魅力化」、「キャリア教育」との関連性も踏まえるなど、幅広い視野でふるさと教育を捉えることができるよう、学習活動の充実を図るとともに、研修や指導・助言・支援の在り方について引き続き検討する。 |
|---|--|

③地域との連携による活動の充実〔社会教育課〕

| | |
|---|--|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校区の活動支援体制のネットワーク化を図るために、市町村に対し、中学校区の支援体制、組織を対象とする交付金を助成した。 中学校区単位で育てたい子ども像を共有した複数の公民館が、連携して「公民館ふるさと教育推進事業」の取組を27の中学校区で実施したほか、実践事例集を配布して広く情報発信した。 学校の教育活動を支援する企業等を募り、学校支援企業等として登録を促し、情報をホームページに掲載した（平成30年度末の学校支援協力企業等登録数355社・団体）。 <p>〔取組の対象：社会教育実践者・ボランティア、公民館等職員、小・中学校の教職員、企業・団体等〕</p> | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村への交付金により、公民館等において、地域の実態に応じた「学校の取組を深化・発展・補完する事業」や「支援体制のネットワーク化に向けた取組」を促進することができた。 学校支援協力企業等の理解・協力が進んだ。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、推進地区の取組の紹介や地域における「ふるさと教育」の重要性を周知することで、地域が主体となった「ふるさと教育」の拡充を図っていく。 ふるさと教育の推進体制を確立するため、教職員・指導者・ボランティア等の研修等を実施する市町村への支援を行う。 |
|---|--|

④地域の課題に対応した取組の充実〔社会教育課〕

| | |
|--|--|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域課題に対応したふるさと教育の参考としてもらうため、「介護の仕事」に関する副読本を小・中学校全校に配布した。 医療政策課の島根県地域医療教育推進事業費補助金の活用を市町村に働きかけ、12市町において福祉部局と教育委員会の連携による「地域医療」をテーマにした学習を実施した。 <p>〔取組の対象：小・中学校の児童・生徒、教職員〕</p> | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「介護の仕事」に関する副読本を配布したこと、「介護」や「地域医療」における人材確保を地域課題と捉え、独自に取り組む市町村が生まれており、地域課題に対応した取組の充実が図られた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、それぞれの地域課題について市町村が主体的に取り組めるよう、情報提供などの支援を行う。 |
|--|--|

【総合評価】

小中9年間を通した系統性・発展性ある「ふるさと教育」を進めることができた。今後は、就学前から高校生、大人までの「ふるさと教育」を充実し、地域課題の解決や地域に貢献しようとする「地域を支える次世代」の育成を図る。「教育の魅力化」や「キャリア教育」との関連性・連動性を意識した取組となるよう、市町村や学校への働きかけが必要である。

また、「公民館ふるさと教育推進事業」を実施した地域では、中学校区単位での支援体制のネットワークづくりや大人を対象とした「ふるさと教育」の充実を図ることができた。今後は、取組成果をさらに県内に広げ、支援体制の充実、支援者の発掘、育成を図る必要がある。

2-(5)学び直しや就労に向けての支援

【基本方針】

①課題を抱える在学中の子どもへの支援の充実

引きこもりや不登校等の状況にある子どもが、意欲を持って学校生活を送ることができるよう、学校や家庭と連携しながら、一人一人の課題に応じた指導や支援の充実を図ります。

②進路未定者に対する支援の充実

中学校・高等学校の卒業後、または高等学校の中途退学後において進路が未定である子どもが就学・就労することができるよう、関係部局・機関と連携した支援の充実を図ります。

①課題を抱える在学中の子どもへの支援の充実〔教育指導課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・スクールソーシャルワーカーを活用して、課題を抱える児童生徒及びその家庭等に対する多面的な教育相談体制への支援を行った。
- ・県内18市町村(単独事業実施している松江市を除く)においてスクールソーシャルワーカー活用事業により、県立学校2校への配置と全県立学校への派遣体制を整えた。

〔取組の対象:小・中・高校・特別支援学校の児童・生徒〕

【評価】

- ・県内のスクールソーシャルワーカー活用事業の実施体制が整い、学校での認知度が高まってきた。特に県立学校に対しては、スクールソーシャルワーカーの活用について直接助言することで活用が増え、子どもや家庭への支援の実績が増えた。

【今後の対応】

- ・市町村立学校でのスクールソーシャルワーカーの活用が進むよう啓発をさらに進めていく。
- ・スクールソーシャルワーカーのニーズは年々高まっている一方、対応する人材の確保が課題となっており、社会福祉士会等の職能団体との連携を通して、人材確保に努めていく。

②進路未定者に対する支援の充実〔教育指導課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・4人の連絡調整員が東部(宍道高校)・西部(浜田高校定時制・通信制)を拠点に、中学校卒業後や高等学校中退直後における、引きこもりや家居などの者について把握し、社会参加に向けての連絡調整を図った。

〔取組の対象:中学校卒業生・特別支援学校中学部卒業生・高校中退者で進路未定の者〕

【評価】

- ・連絡調整員が支援した者(30人)のうち半数が就学や就労など社会的自立に繋がった。

【今後の対応】

- ・今年度も引き続き4人の連絡調整員が東部(宍道高校)・西部(浜田高校定時制・通信制)を拠点に、関係機関との連携の強化を図っていく。

【総合評価】

課題を抱える子どもへの支援については、スクールソーシャルワーカー、連絡調整員とともに学校での認知度は進んでいる。

スクールソーシャルワーカーは、福祉的な視点からの適切な助言や関係機関との連絡調整機能を果たすことで、子どもが抱える様々な課題の解決に向けたアプローチの幅が広がってきてている。今後もニーズが高まることが想定されるため、市町村と連携して人材確保と質の向上に努める必要がある。

進路未定者に対する支援については、早い段階で関係機関に繋いでいくことが必要であり、対象者の把握も早い時期に行い連絡調整員へ情報提供する必要がある。

III 教育目標「高まっていく人間力」関連

3-(1) 心の教育の推進

【基本方針】

①教育活動全体を通じた道徳教育の充実

道徳の時間の内容を充実させるとともに、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進することにより、人間としての生き方の自覚を促し、社会や他者に対する配慮や規範意識、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念などを育みます。

②体験活動を通じた子どもたちの豊かな心の育成の推進

家庭や地域との連携によるボランティア活動や自然体験などの体験活動を通じて、自分自身の価値を認識させたり、他人への思いやりなどを育んだりします。

①教育活動全体を通じた道徳教育の充実〔教育指導課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・平成31年度からの教科化に向けて、各校の校内研修を支援するため、全公立中学校に指導主事が訪問指導した。

〔取組の対象: 中学校の教員等〕

【評価】

- ・訪問しての研修支援により、中学校教員の「特別の教科 道徳」と「教育活動全体を通じた道徳教育」についての理解を深め、教科化への準備ができた。

【今後の対応】

- ・教育センターで実施する道徳教育研修により、道徳教育推進教師等への研修の充実を図る。

②体験活動を通じた子どもたちの豊かな心の育成の推進

〔教育指導課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・「しまねのふるまい体験活動推進事業」を通して、生活体験を重視した長期宿泊体験、地域と連携したボランティア活動、地域での世代間交流等による体験活動などに取り組んだ。
- ・音楽、総合的な学習の時間やふるさと教育の中で芸術文化の鑑賞・体験活動を実施した。

〔取組の対象: 小・中学校の児童・生徒〕

【評価】

- ・体験活動を通じた、多様な人との関わりにより自分への自信や、仲間への思いやりを育成することができた。
- ・芸術文化の鑑賞・体験活動によって培われた豊かな情操が児童生徒の道徳性の基盤となった。

【今後の対応】

- ・地域と小中学校とのさらなる連携・協働に取組み、一層の推進を図る。
- ・今後も、音楽、総合的な学習の時間やふるさと教育の中で芸術文化の鑑賞・体験活動を充実させていく。

〔社会教育課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・公民館ふるまい推進事業により、子どもたちと親や地域の大人との交流による様々な体験活動を実施する公民館21館の活動を支援した。
- ・ふるさと体験活動公民館支援事業により、ふるさとの「ひと・もの・こと」を活用した宿泊体験活動を実施する公民館5館を支援した。
- ・青少年の家、少年自然の家がふるさと体験活動公民館支援事業を行う公民館等に対して、プログラムの企画や運営に対して専門的な助言、支援を行った。

〔取組の対象：地域住民、研修会参加者〕

【評価】

- ・公民館ふるまい推進事業を通じて、異年齢集団による体験・交流活動が実施され、ふるまいの定着を図ることができた。
- ・ふるさと体験活動公民館支援事業を通して得られたポイント等をフォーラムや実践事例集によって情報発信できた。

【今後の対応】

- ・しまねのふるまい推進プロジェクトを通して学校・家庭・地域が連携し、学校及び地域の実態に応じた活動が展開されており、今後も体験活動を通じて「ふるまい」の定着を図っていく。
- ・今後も、各公民館の取組の成果や課題を整理し県内へ啓発するとともに、多世代によるふるさと体験・交流活動を推進する。

【総合評価】

学校や地域において、子どもたちの豊かな情操を育む様々な体験活動を実施することができた。

教育活動全体を通じた道徳教育や体験活動により、各学校における道徳教育の充実を図った。道徳の教科化を踏まえ、各学校の道徳教育の研修を支援していく必要がある。

3-(2)「しまねのふるまい」の推進

【基本方針】

①子どもたちへの「ふるまい」定着の推進

子どもたちが将来、社会の中で生きていくために必要なあいさつ、礼儀、時間や約束を守るなどの基本的な「ふるまい」の定着を引き続き図ります。

②県全体での「ふるまい」の推進

県民に県の「ふるまい」の取組についての認知を広め、県全体での「ふるまい」の推進を図ります。

①子どもたちへの「ふるまい」定着の推進〔教育指導課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・地域全体にしまねの「ふるまい」を推進する気運を高めるため、11市町村において「しまねのふるまい活動推進事業」により小中学校が家庭や地域等と連携を図りながら児童生徒の「ふるまい」を定着させるための体験活動を実施した。

〔取組の対象:小・中学校の児童・生徒〕

- ・「大切にしたいしまねのふるまいポスター」を保育所、幼稚園、小中学校、県立学校等に配付し、実態に応じた活動を支援した。

〔取組の対象:保育所・幼稚園・小・中・高・特別支援学校の児童・生徒〕

- ・保育所・幼稚園及び小学校と家庭が連携した取組を行ってもらうため、「ふるまい推進指導資料(5歳児用、小1用)」を配付し活用に向け支援した。

〔取組の対象:保育所・幼稚園、小学校の児童・児童〕

【評価】

- ・学校が家庭や地域等と連携し、それぞれの実態に応じた活動が展開され、各地域での「ふるまい」定着への取組が広がった。

【今後の対応】

- ・地域と小・中学校とのさらなる連携・協働に取組み、一層の推進を図る。
- ・これまでの取組により特に保育所や幼稚園で「ふるまい」の重要性・必要性について十分に理解が進んできた。

今後は、具体的な定着につながる支援の充実を検討する。

②県全体での「ふるまい」の推進〔教育指導課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・様々な広報媒体(ポスター・チラシ、ラジオ、新聞等)を活用し、「ふるまい」の周知を図った。

〔取組の対象:一般県民〕

- ・「しまねのふるまい推進連絡協議会」を開催し、本プロジェクトの施策展開の方向性、連携・協力の在り方、広報・啓発活動の具体的方策及び今後の事業の在り方等に対して、委員(学識経験者、行政、企業、教育関係者等)それぞれの専門的な立場から意見、提言を得た。

〔取組の対象:小・中学校の児童・生徒・教員〕

- ・保育所、幼稚園、小中学校PTA等において「ふるまい」の定着を推進するため、各機関の要請に応じて「ふるまい推進指導員」を派遣し、研修や指導・助言を行った。

〔取組の対象:保育所・幼稚園・小・中学校の児童・生徒及び一般県民〕

- ・地域住民を対象とした「ふるまい」の推進に関する研修会や学習活動を実施した21箇所の公民館等に助成を行い、地域社会での「ふるまい」の推進に向けた意識啓発が行われた。

〔取組の対象:地域住民〕

- ・公民館報等や連絡協議会発行の報告書に「ふるまい」の推進について取組を掲載し、県内の公民館等へ広く発信した。

〔取組の対象:地域住民〕

【評価】

- ・「ふるまい推進指導員派遣事業」によるふるまい推進指導員を県内111箇所(参加者数3,101人)に派遣して研修や指導・助言を行い、「ふるまい」の定着に対する気運を高めた。

- ・「しまねのふるまい推進連絡協議会」を開催することにより、今後のふるまい推進事業の在り方を検討するとともに、他部局や関係団体等と連携した取組につながった。

【今後の対応】

- ・地域と小・中学校とのさらなる連携・協働に取組み、一層の推進を図る。
- ・これまでの取組により特に保育所や幼稚園で「ふるまい」の重要性・必要性について理解が進んできたと認識している。

今後は、具体的な定着につながる支援の充実を検討する。

- ・また、引き続き、学校教育と社会教育との連携・協力を密にしながら「しまねのふるまい」の意識を高め、地域での取組を充実させる。

【総合評価】

「ふるまい推進指導員派遣事業」や「しまねのふるまい体験活動推進事業」などを通じ、学校の教育活動や公民館等の地域での取組により、保護者や地域住民の意識の中に徐々に「ふるまい」が定着してきている。

今後は、関係する個別の事業との連携を深め、より効果的な支援となるよう検討を進めていく。

3-(3)人権教育の推進

【基本方針】

①人権が大切にされる教育現場の実現に向けた取組の推進

教職員の人権感覚を高め、一人一人の人権が大切にされる教育現場を実現するための取組を推進するとともに、教職員がすべての子どもたちの実態やその背景に目を向け、それぞれの課題を解決していく「進路保障」の取組を充実させます。

②地域全体での人権教育の推進

すべての年齢層を対象とした人権問題に関する多様な学習機会の提供などを通して、地域ぐるみで人権に関する理解や認識を深めていきます。

①人権が大切にされる教育現場の実現に向けた取組の推進〔人権同和教育課〕

| | |
|--|---|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・新任管理職研修、人権・同和教育主任等研修、教職経験者研修等において、「人権教育指導資料第2集～しまねがめざす人権教育(学校教育編)～」(平成27年3月発行)を活用し、「進路保障」の取組がそれぞれの学校で具体的に実施されるよう研修内容の充実を図った。・幼稚園1園、小学校2校、中学校2校、高等学校2校を人権・同和教育研究指定校・園として2年間指定し、継続的に学校を訪問して指導・助言を行うなど、各学校・園の研究や実践が充実したものとなるよう支援した。・県内全ての市町村を訪問し、学校人権・同和教育担当者と協議や情報交換を行った。 <p>〔取組の対象：幼稚園・小・中・高校・特別支援学校の教職員・幼児・児童・生徒〕</p> | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none">・「平成30年度人権・同和教育推進状況調査」によると、約8割の学校で校内研修などの機会に「人権教育指導資料第2集」が活用されており、また、全ての校種で児童生徒の交流や参加・体験的取組、行政機関や専門機関との連携が進むなど、多くの学校で児童生徒の実態に応じた具体的な「進路保障」の取組が実施された。・研究指定校・園に対して継続的に指導・助言を行ったことにより、教職員一人一人の人権意識が高まるとともに、組織的な取組が進み、人権・同和教育の充実につながった。また、指定2年目の小学校1校、中学校1校、幼稚園1園の研究発表会や前年度指定校の実践発表などを通して、研究や実践の成果を広めることができた。・各市町村の学校人権・同和教育担当者と協議を行うことにより、学校の「進路保障」の取組に対する実態や課題を把握することができ、それを踏まえた助言や情報提供を行うことができた。 |
| | <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・学校において「進路保障」の取組がより充実したものとなるよう、県が主催する教職員研修や学校訪問指導をさらに工夫して内容の充実を図る。特に管理職研修を工夫し、学校が組織的に「進路保障」の取組を推進できるようにするとともに、キャリアステージに応じた研修により、教職員一人一人の人権感覚の向上に努める。・各市町村の学校人権・同和教育担当者等と情報を共有することに努め、学校と行政・関係機関が連携することによって、より実効性のある「進路保障」の取組が推進されるよう支援する。 |

②地域全体での人権教育の推進〔人権同和教育課〕

| | |
|--|--|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・県民一人一人が人権について考える機会として、「人権・同和問題を考える県民のつどい」を開催した(参加者約850人)。・地域ぐるみで取り組む人権教育のより効果的な推進を図るため、「人権・同和教育地域活性化事業」を県内3カ所(東部・西部・隠岐)で開催した(出席者165人)。・地域の実態に即した人権教育の促進を図る研究活動を推進するため、「人権・同和教育研究促進事業」として5つのブロックごとに研究集会を開催した(参加者765人、委託事業)。・学校や家庭における人権教育のより効果的な推進を図るため、「人権・同和教育PTA活動育成事業」として7つの校・園のPTAを指定した(委託事業)。 <p>〔取組の対象:一般県民、行政機関・公民館・各種団体・事業所等の職員、幼稚園・小・中・高校・特別支援学校の教職員・保護者〕</p> | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none">・「人権・同和問題を考える県民のつどい」を地域住民の教育・啓発の場ととらえ、各市町村が、関係機関や団体等に積極的に参加を促した結果、各地域から幅広い年齢層の県民が参加し、人権について考える貴重な学びの機会となった。・「人権・同和教育地域活性化事業」については、各教育事務所管内市町村担当者の協議により、地域の実態や課題に応じた内容につなげるなど工夫がみられた。・各ブロックの実態に応じて講師を選定し、研修内容を工夫することにより、それぞれのブロックの課題に対応した研究集会を開催することができた。・研究指定校・園のPTAを事業の対象とすることにより、学校・園の取組に対する保護者・地域の関心が高まり、学校・園と保護者が一体となって人権教育に取り組む動きが進んだ。 |
| | <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・地域全体で人権教育を推進するためには、これまでに構築された各地域のネットワークを機能させ、それぞれの地域で主体的に人権教育の充実に取り組む仕組みをつくっていく必要がある。そのため、各地域のネットワークを機能させるうえで中核となる地域の推進役の意欲、知識、技能を高めることに重点的に取り組む。 |

【総合評価】

平成27年3月に発行した「人権教育指導資料第2集」を教職員研修や学校訪問指導などの機会に積極的に活用して「進路保障」の理念の浸透を図ったことにより、学校における「進路保障」の取組が充実し、一人一人の人権が大切にされる教育現場の実現に向けた取組を推進することができた。

また、学校や家庭、地域社会と連携して、幼児から高齢者に至る様々なライフステージに応じた学習・啓発の機会を提供することにより、地域ぐるみで人権に関する理解や認識を深めることができた。

3-(4)いじめ・不登校に対する取組の充実

【基本方針】

①組織的な支援体制の整備

子どもが抱える困難な状況が長期化・深刻化しないよう、学校が組織的に対応できる体制を整備するとともに、学校と関係機関との連携を推進し、子どもや家庭の状況に応じた支援を行う体制を整備します。

②教育相談体制の充実

スクールカウンセラーの配置や活用により、学校内での相談体制を充実させるとともに、電話による相談体制を充実させます。

③いじめの問題への取組の充実

いじめの起きにくい学校・学級づくりを通して、いじめの未然防止を図るとともに、いじめの早期発見や適切な対応を行います。また、インターネット上のいじめ等の早期発見や適切な対応、保護者への啓発を行います。必要に応じて、専門家の支援や警察との連携によるいじめへの対応などの取組を推進します。

④教職員の資質向上の推進

教職員がいじめや不登校の問題に関する正しい知識を持ち、適切な指導や支援を行うことができるよう、研修の充実に取り組みます。

⑤多様な学びの場や居場所の充実

教育支援センター（適応指導教室）等の運営を支援し、不登校の子どもが集団生活に適応したり学習に取り組んだりすることができる機会を充実させます。

①組織的な支援体制の整備〔教育指導課〕

【平成30年度の取組の概要】

- 不登校等の児童が在籍する県内の小学校25校に子どもと親の相談員を配置して、学校の教育相談体制や生徒指導体制の充実と関係機関との連携推進を図った。

〔取組の対象：小学校の児童及び保護者〕

【評価】

- 子どもと親の相談員配置校では組織的な支援体制の整備が進んだ。相談員が配置された小学校では、不登校及び不登校傾向児童数が減少した学校もある。

【今後の対応】

- 子どもと親の相談員の配置校を拡大し、学校の組織的な支援体制の更なる充実を図る。

②教育相談体制の充実〔教育指導課〕

【平成30年度の取組の概要】

- スクールカウンセラーを県内全ての公立学校へ配置した。総相談件数は12,778件、相談以外の活動件数（教員へのコンサルテーションなど）は10,345件であった。

〔取組の対象：小・中・高校・特別支援学校の児童・生徒〕

【評価】

- 学校におけるスクールカウンセラーの必要性は増しており、相談件数、相談以外の活動件数とも増えており、スクールカウンセラーの活用が進み、学校内での相談体制の充実が図られた。

【今後の対応】

- 学校のニーズに沿った配置、配置時間の配分が一層図れるよう、新たな人材確保等に取り組む。

③いじめの問題への取組の充実〔教育指導課〕

| | |
|---|--|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活の満足度を測るための児童生徒へのアンケート(アンケートQU)実施により、いじめの早期発見に努めた。 <p>〔取組の対象:小・中・高校の児童・生徒〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組の発表の場として、絆づくりサミット(いじめ防止サミット)を益田市で開催した。 <p>〔取組の対象:小・中・高校の児童・生徒〕</p> | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親和的な学級づくり、また個別の児童生徒の支援に対する組織的な対応としての効果的な活用が進んだ。 ・サミット参加校の児童生徒の発表をとおして各学校でのいじめ防止の取組の成果を広めることができた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートQUを実施して、引き続き親和的な学級づくりのために有効活用を図っていく。 ・サミットは引き続き開催し、いじめ防止の取組を全県に広げていく。 |
|---|--|

④教職員の資質向上の推進〔教育指導課〕

| | |
|---|---|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員が児童生徒の諸課題に対し適切な指導等が行えるよう、生徒指導主任、生徒指導主事を対象にアンケートQUを活用した学級づくりにかかる研修を実施、また県立学校の訪問指導などにより、教員の理解を深め学校全体の取組への支援を行った。 <p>〔取組の対象:小・中・高校の児童・生徒〕</p> | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修を通じていじめ・不登校に対する取組や、学級の状態を把握するための具体的な分析方法について学ぶ機会を設けたことにより、教職員の指導力の向上が図られた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より効果的なアンケートの活用方法や対応の仕方について、学校訪問や研修を通じて周知を図っていく。 |
|---|---|

⑤多様な学びの場や居場所の充実〔教育指導課〕

| | |
|---|---|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒の社会的自立を目的とした市町設置の教育支援センターに対し、運営費の助成を行った。 ・施設を個別訪問して現状を聴き取り、今後の事業推進の参考とした。 ・施設の代表と市町村の各担当者が情報交換を行う連絡協議会を設定し、各センターにおける取組を共有した。 <p>〔取組の対象:教育支援センターの職員〕</p> | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各センターで、多様な要因を抱える通所児童生徒に対する支援面での課題や効果的な事例が把握でき、それらを情報提供することで各センターの児童生徒への社会的自立に向けた取組が進んだ。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き教育支援センター運営にかかる助成、個別訪問、連絡協議会の設定等を行い各センターが通所児童生徒のための効果的な運営ができるよう支援を行う。 |
|---|---|

【総合評価】

各校種におけるアンケートQUの実施、子どもと親の相談員・スクールカウンセラーの配置、教育支援センターへの支援などを通じ、いじめや不登校に対する総合的な取組を推進することができた。

公立小・中学校の不登校児童生徒数は、実数では増加傾向にあり、千人あたりの割合も全国平均よりも高い状況が続いている。引き続き関係機関との連携を強化して未然防止、早期対応の推進に努めていく。

3-(5)文化活動の推進

【基本方針】

①文化に親しむ機会の確保

学校において子どもたちが本物の文化に直に触れ、感動し、自らも文化活動に取り組む機会を持つことができるよう、文化に関する多様な学習や体験の機会を充実させます。

②地域と連携した文化部活動の推進

文化部活動へ地域の指導者を派遣することや文化部活動の成果を発表する機会を確保することなどにより、文化部活動を活性化させます。

①文化に親しむ機会の確保〔教育指導課、社会教育課〕

| 【平成30年度の取組の概要】 | 【評価】 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・文化庁や文化団体と連携し、児童生徒に対して優れた芸術文化に親しむ機会を提供した。 <p>○文化芸術による子供の育成事業</p> <ul style="list-style-type: none">・芸術家派遣: 43校・コミュニケーション能力向上事業: 1校・巡回公演事業: 29公演・伝統文化親子教室事業: 9団体・児童青少年演劇地方巡回公演: 4会場・島根県青少年劇場小公演: 1公演・音楽、総合的な学習の時間やふるさと教育の中で芸術文化の鑑賞・体験活動、地域の伝統芸能の体験などを実施した。 <p>〔取組の対象: 小・中・高校の児童・生徒〕</p> | <ul style="list-style-type: none">・文化庁や文化団体等との連携により、多様な文化芸術の鑑賞及び体験の機会を提供することにより、一人一人の子どもたちの感性を育て、豊かな心を育むことに繋げることができた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・文化庁や文化団体、文化施設、公民館等の地域の関係団体等との連携を更に密にし、引き続き児童生徒に多様かつ優れた文化芸術や伝統芸能等に触れる機会の提供に取り組む。 |

②地域と連携した文化部活動の推進〔社会教育課〕

| 【平成30年度の取組の概要】 | 【評価】 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・「部活動地域指導者活用支援事業」により、専門的な指導者がいない中学校・高等学校等の文化部活動に地域指導者を派遣した。(中学校: 29校(延べ38人)、高校等: 37校(延べ105人)) ※学校数は分校・分教室を含む・「地域と中学校の文化部活動支援事業」により、中学校文化部の地域における交流活動を支援した。(実施校: 19校(14市町))・島根県高等学校文化連盟が実施する各部門別の発表会や研修会等を支援し、活動成果の発表機会等を確保した。・第42回全国高等学校総合文化祭への参加旅費を支援(島根県高等学校文化連盟へ補助金交付)し、参加を促進した。(参加部門: 16部門、参加生徒: 146名) <p>〔取組の対象: 中・高校の生徒〕</p> | <ul style="list-style-type: none">・地域指導者の派遣経費を支援することにより、文化部指導者の確保、部活動の維持、活動水準の向上を図ることができた。・中学校文化部の地域活動への支援や島根県高等学校文化連盟を通じた高校文化活動への各種支援により、文化部活動の活性化を図るとともに、生徒の地域参画を促し、家庭や地域における文化部活動への理解を深めることができた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・地域指導者に加え、平成30年度に配置ができなかった部活動指導員を平成31年度から配置することで、さらなる文化部活動の活動水準の維持・向上を図る。・文化部の地域活動への支援や各種発表機会の提供等を通じて、文化部活動の活性化に努める。 |

【総合評価】

学校、地域、文化芸術団体、文化施設等との連携により、多様な文化芸術に触れる機会を児童生徒に提供するとともに、学校における文化部活動を活性化させることができた。

IV 「島根の教育目標を達成するための基盤」関連

4-(1) キャリア教育の推進

【基本方針】

①発達の段階に応じた取組の推進

就学前から高等学校段階までの学校種ごとの目標を関連付けながら、すべての教育活動を通して、学ぶことと生きていくこと（働くこと）の関連性について、子どもたちの理解を深めるとともに、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を身に付けさせる取組を推進します。また、失敗を恐れずに進んで物事に挑戦しようとする気概や、困難に立ち向かい最後まで粘り強くやり遂げようとする力を育みます。

②学力の育成と関連付けた取組の推進

子どもたちが学ぶ意義や目的、将来を見通した進路を意識できるようにし、学習意欲が高まる取組を推進します。また、「学んだ力（知識や技能などを身に付けたり、それらを活用したりする力）」を高めるとともに、「学ぶ力（主体的に学び、向上しようとする力）」を高め、将来、社会で必要とされる学力を育成する取組を推進します。

③社会性の育成と関連付けた取組の推進

子どもたちに人と人との関わりを主眼とした体験活動を多く経験させ、人間関係を構築する力を育み、将来、社会で必要とされる社会性を育成する取組を推進します。

④ふるさと教育と関連付けた取組の推進

子どもたちが学校の学びと地域や社会との接点を意識し、学ぶことと生きていくこと（働くこと）の関連性を理解する取組を推進します。また、ふるさと島根に貢献しようとする心を育みます。

①発達の段階に応じた取組の推進〔教育指導課〕

| | |
|--|--|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・「みんなのまちづくりプロジェクト事業」(邑南町・津和野町)における成果を、成果発表会の開催やキャリア教育に係る研修会での実践発表などにより普及し、各学校の校種間連携についての理解を図った。 <p>〔取組の対象:小・中・高校の教員〕</p> | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none">・左記により、高校卒業を見据えた目標設定やそれを具体化する取組について理解が進んだ。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・「キャリア・パスポート活用・研究事業」等を活用して幼小中高が連携した取組の浸透を図る。 |
|--|--|

②学力の育成と関連付けた取組の推進〔教育指導課〕

| | |
|--|---|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・児童生徒の進路意識と学習意欲の向上を図るために、初任者研修において、「教科と社会のつながり」を意識した授業づくりの重要性について理解を深める取組を実施した。 <p>〔取組の対象:幼稚園・小・中・高校・特別支援学校の教員〕</p> <ul style="list-style-type: none">・学習意欲の向上を図る授業が展開されるよう、希望者による集合型研修及び出前講座を開設し、学校のニーズに合わせて対応した。講座の中で新学習指導要領におけるキャリア教育についての周知を図った。 <p>〔取組の対象:幼稚園・小・中・高校・特別支援学校の教員〕</p> | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none">・小・中・高校生を対象とした調査によると、児童生徒は各教科の重要性や有用性を理解している。一方、自己のキャリア形成と結びつけて学ぶ意義を理解することに課題があり、教職員研修の効果は上がっているが、学習意欲の高まりへの取組はさらに必要である。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・新学習指導要領におけるキャリア教育の考え方を、ふるさと教育や「教育の魅力化」と関連付けながら学力育成に資する方策を引き続き検討する。 |
|--|---|

③社会性の育成と関連付けた取組の推進〔教育指導課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・「明日のしまねを担うキャリア教育推進事業」（働くことを学ぼう推進事業）を通して、県立学校の生徒が適切な進路選択ができるようにインターンシップ(23校、2,666名、964事業所)を実施した。
- ・県立学校の生徒の職業観・勤労観を醸成するため、企業見学事業(33校、5,203名)、職業意識啓発セミナー事業(22校、5,796名)、講師延べ227名)等を実施した。

〔取組の対象：高校の生徒〕

【評価】

- ・インターンシップ、企業見学事業の参加生徒数が増加している。事業への理解が定着し、多くの生徒が社会と関わり、社会性を身につけることができた。

【今後の対応】

- ・社会とのつながりを理解し、生き方や将来の自分のあり方について考えることができるよう、体験活動を教科の学習と関連づける必要性を広めていく。

④ふるさと教育と関連付けた取組の推進〔教育指導課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・地域への理解を深め、貢献意欲を高めるために、キャリア教育研修等において、地域課題解決型の学習の有用性について広めた。

〔取組の対象：高校の教員〕

【評価】

- ・「明日のしまねを担うキャリア教育推進事業」による地域課題解決型学習の推進について、平成29年度と比較すると、実施校37校(前年比5.3%増)となり各校での取組が進んでいる。

【今後の対応】

- ・学ぶことと生きていくこと(働くこと)の関連性の理解を深めるため、調査活動を取り入れた地域課題解決型学習と、その課題解決の成果を広く地域に広めていく活動の充実を図る。

【総合評価】

「学校の全教育活動を通して、学びと社会の関わりを意識させること」の重要性について、教職員の理解が深まってきた。

4-(2)特別支援教育の推進

【基本方針】

①一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

管理職や特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会や学年会などの指導体制の下で、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた指導を充実させます。また、関係機関等との連携により、子どもの状況や発達の段階に応じた継続性のある支援を推進します。

②社会的・職業的自立を促進する取組の充実

特別支援学校小学部段階からのキャリア教育、特別支援学校高等部の職業教育、子どもの状況や適性に応じた卒業後の進路開拓など、障がいのある子どもが自らの能力を最大限に發揮し、社会的・職業的に自立していくことにつながる取組を充実させます。

③特別支援学校のセンター的機能の充実

特別支援学校における地域のセンター的機能により、担当者の専門性の向上や特別支援教育コーディネーターを中心とした子ども、保護者、教員等に対する支援を充実させます。

④乳幼児等に対する早期支援の充実

乳幼児等の発達障がいの早期発見や早期の適切な支援に取り組みます。

①一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実 [特別支援教育課]

| | |
|---|--|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">幼稚園、保育所、小・中学校、高校及び特別支援学校において、障がいのある児童生徒に対して個別の教育支援計画や個別の指導計画等を活用した支援を進めた。各教育事務所に特別支援教育支援専任教員を配置し、小・中学校教員への指導・助言体制を整備した。 <p>【取組の対象: 小・中学校の教員】</p> <ul style="list-style-type: none">安心安全な体制で医療的ケアが実施できるよう「島根県立学校における医療的ケア実施体制ガイドライン」に基づき、運営協議会や看護師対象研修等を開催した。医療的ケア実施校に対して、指導・助言体制を整備した。 <p>【取組の対象: 県立学校の教職員】</p> | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none">個別の教育支援計画の作成が必要な児童生徒等に対する当該計画の作成は進みつつある。各学校の相談に対して迅速に対応することで指導の充実を図ることができた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">研修等を通して、特別支援教育における個別の教育支援計画活用の重要性を啓発し、作成・活用率の向上を図ることで個々の教育的ニーズに応じた指導を充実させる。引き続き、「島根県立学校医療的ケアの実施体制の整備に関する運営協議会」を効果的に活用しながら、学校だけでは解決できない課題について指導・助言等の支援をしていく。 |
|---|--|

②社会的・職業的自立を促進する取組の充実 [特別支援教育課]

| | |
|--|---|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">特別支援学校高等部生徒の卒業後の社会的・職業的自立を促進するため、労働・医療・福祉等の関係機関と連携した「特別支援学校職業教育・就学支援事業」を県内全ての特別支援学校で実施した。「障がい者就業支援事業」により、特別支援学校高等部卒業生等が職業能力や職業意識を身につけて、数年以内に一般就労ができるよう支援した。 <p>【取組の対象: 特別支援学校の生徒】</p> | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none">就労を希望する生徒全員が就労できた。一般企業への就労率は36.7%となっているが、自立につながる就労ニーズに概ね応えることができた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">引き続き、関係機関と連携しながら、個々の生徒に応じた進路先を確保するとともに、就労意欲や職業能力の向上を図る。 |
|--|---|

③特別支援学校のセンター的機能の充実〔特別支援教育課〕

| | |
|--|---|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・特別支援学校教員の持つ特別支援教育の専門性を活かし、地域のセンター的機能として保育所、幼稚園、小・中学校等の要請により助言・研修等を実施した。 <p>○平成30年度の助言・研修等の件数:3,008件</p> <p>〔取組の対象:保育所・幼稚園・小・中・高・特別支援学校の教員及び保護者〕</p> | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none">・センター的機能の活用が進み、各地域で専門的な相談支援を実施することができた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・センター的機能充実のため、研修等で担当者の専門性の向上を図り、地域における特別支援教育の核として、障がいのある子どもへの適切な支援の充実を進めていく。 |
|--|---|

④乳幼児等に対する早期支援の充実〔特別支援教育課〕

| | |
|--|--|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村及び健康福祉部と連携して、早期からの教育相談や支援体制を整備し、保護者及び幼稚園等に対する相談・支援に取り組んだ。 <p>〔取組の対象:市町村の特別支援教育担当者〕</p> | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none">・保健・福祉機関と連携した体制づくりによる障がいの早期発見や早期支援の取組が進んだ。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村の専門性のさらなる向上を図り、障がいの早期発見につながる体制整備を支援する。 |
|--|--|

※「特別支援教育の推進」に関する次の項目については、「平成30年度教育委員会の特徴的な動き」として記載しました。

○小・中学校における特別支援教育の充実:12頁

【総合評価】

障がいのある子供たちの障がいの状態や教育的ニーズに応じた支援が進みつつある。また、地域の特別支援教育支援体制が整備されてきた。引き続き、市町村及び関係機関と連携を図りながら、インクルーシブ教育システムの構築に向けて取り組む必要がある。

4-(3) 幼児教育の充実

【基本方針】

① 幼稚園教諭等の資質の向上

幼児教育に関する専門的な研修や研究などの取組により、幼稚園教諭等（「幼稚園教諭・保育士・保育教諭」をいう。以下同じ。ただし、「保育教諭」は平成27年度から該当。）の資質を向上させ、教育内容や指導方法の充実を図ります。

② 幼稚園等と小学校の連携の強化

子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、就学前における教育から小学校における教育への円滑な接続が図られるよう、幼稚園等と小学校との連携を強化する取組を推進します。

③ 子育て支援の充実

保護者の子育てに対する不安や悩みを解消するなど、子育て支援の充実を図るため、関係部局・機関との連携を強化します。

① 幼稚園教諭等の資質の向上〔教育指導課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・幼児教育センターとして、幼稚園の教育課程の編成等について理解を深める幼稚園教育課程研修を実施した。
- ・幼児教育施設からの要請により訪問型の研修支援を行った。

〔取組の対象：全幼児教育施設の保育者等〕

【評価】

- ・訪問型研修を行ったことにより、保育者等の資質向上のニーズに応えることができた。

【今後の対応】

- ・本県がめざす幼児の姿を明確にし、それに基づいた教育の在り方を研修を通して周知していく。

② 幼稚園等と小学校の連携の強化〔教育指導課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・幼児教育センターとして、幼保小連携を推進する実践的な指導力を高めることを目的とした幼保小連携講座を開催し、接続期カリキュラムについての理解を深めた。

〔取組の対象：全幼児教育施設の保育者等・小学校の教員〕

【評価】

- ・小学校生活科講座と合同開催としたことで、小学校教員の受講者が増え、幼児教育の特質についての理解が進んだ。

【今後の対応】

- ・幼稚園等と小学校の相互理解を広げるため、複数会場で開催し、受講者が参加しやすくする。また、幼稚園と小学校一貫教育に係る研修を要請に応じて実施する。

③ 子育て支援の充実〔教育指導課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・幼児教育施設の種別を超えた合同研修を実施した。
- ・家庭教育を支援する「親学ファシリテーター」や「ふるまい推進指導員」と連携した研修を実施した。

〔取組の対象：全幼児教育施設の保育者等・小学校の教員〕

【評価】

- ・施設種を超えた研修実施により、幼児教育の相互理解が深まった。
- ・「親学」などの実施により、保護者・地域と保育者との連携についての理解が広がった。

【今後の対応】

- ・保護者、地域の連携、市町村の保育施設への支援を含め、より良い保育の在り方を模索し、支援をしていく。

※「幼児教育の充実」に関する次の項目については、「平成30年度教育委員会の特徴的な動き」として記載しました。

○幼児教育センターの運用開始:11頁

【総合評価】

幼児教育センターを開設したことで、施設種を超え、全ての幼児教育施設を支援していく体制の整備の第一歩となった。

4-(4)離島・中山間地域の教育力の確保

【基本方針】

①へき地・複式教育の充実

離島・中山間地域において、地域の教育資源や複式学級の特色を生かした教育の充実を図ります。

②離島・中山間地域における高校の魅力化・活性化の推進

学校と地域との連携により、離島・中山間地域における高校の魅力化・活性化を推進します。

①へき地・複式教育の充実〔教育指導課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・小学校における複式教育推進指定校を3校指定し、授業研究会を行った。また、その取組をリーフレットにまとめ、全県に発信した。

〔取組の対象:小学校の教員〕

- ・複式教育の学年別指導を行っている先進地の視察を行い、指導主事による報告を教育用ポータルサイトに掲載し、情報発信した。

〔取組の対象:小・中学校の教員〕

- ・教育センターで複式教育の研修や出前講座を実施し、複式学級での指導の充実を支援した。

〔取組の対象:小学校の教員〕

【評価】

- ・複式教育推進指定校における研究授業を実施し、公開授業では3校で71人の参加があった。また複式学級新任担当者研修では42人の参加があり、出前講座を6校で実施した。先進地視察による学習指導案等を教育用ポータルサイトに5事例を追加するなど、情報の共有と指導の充実を図ることができた。

【今後の対応】

- ・複式教育推進指定校に新たに3校を指定し、学年別指導の充実と拡大を図る。また、初めて複式学級を担任する教員への研修を今後も実施する。

②離島・中山間地域における高校の魅力化・活性化の推進〔教育指導課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・学校と地域が連携して高校の魅力化に取り組む13協議会20校に対し、「教育魅力化推進事業」等により支援を行った。
- ・部局を横断した教育魅力化推進チームにより、効果的な事業実施と課題解決に向けた研究と伴走による支援を行った。
- ・公立高校県外入学生の推移
H22:54名⇒H30:179名

〔取組の対象:高校の生徒及び地域住民〕

【評価】

- ・魅力ある学校づくりが進み、県外からの入学生数も引き続き高い数値となった。
- ・「教育の魅力化」を目指す高校・市町村が協働する動きがさらに進んだ。
- ・県内広域の中学校に高校魅力化の認識が進み、地元生徒にも出身地域への肯定感をもたらすなど、学校や地域において様々な交流の好循環が生まれた。

【今後の対応】

- ・この事業の成果を、県内すべての高校や市町村に拡充し、県全体で「教育の魅力化」に取り組む。
- ・「教育の魅力化」の土台となる「高校魅力化コンソーシアム」の構築を進める。
- ・今後も引き続き、高校や市町村と「教育の魅力化」の推進に向けた意見交換の場を設け、市町村の取組を支援するとともに、研修等を通じて「教育の魅力化」の理解促進と具現化を図っていく。

【総合評価】

教育魅力化推進事業の実施により県内に広く高校魅力化の認識が進み、新学習指導要領の目指す「よりよい学校教育を通じてよりよい地域を創る」という好循環が生まれてきている。地元生徒に地域肯定感の向上が見られ、県外からの入学者数も高水準で維持されている。

今後、教育魅力化推進事業では、対象の高校を県全体に拡大し、「教育の魅力化」に取り組む市町村を積極的に支援する。地域協働スクールの実現に向け、各市町村で学校との協働体制が構築されるよう、本事業の目的について周知を図り、各地域の人材育成を支援するとともに、県庁内でも部局を横断した教育魅力化推進チームにより、効果的な事業実施と課題解決に向けた議論を継続する。

4-(5)私立学校への支援

【基本方針】

①私立学校における教育の支援

建学の精神と独自の教育方針の下で経営される私立学校に対して、教育環境を整備するための支援を行います。

②私立高等学校等の生徒の就学の支援

私立高等学校等に在籍する生徒の保護者負担を軽減する支援を行います。

①私立学校における教育の支援〔総務部総務課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・私学の経営の安定を図るため、幼稚園、中学校、高校及び専修学校の私立学校を設置する者に対して、私立学校の経常的経費を助成した。
- ・私立学校を束ねる振興会の事業促進と運営の安定、私学退職金制度・私立学校共済制度加入の促進と運営の安定を確保するため、各種経費・掛金を助成した。
- ・私立高校が魅力と特色ある学校づくりを進めるため、私立高等学校等を設置する学校法人に対して、魅力づくりに要する経費を助成した。
- ・私立高校等が行う県外生を確保するための取組に対して支援を行った。
- ・私立学校の実態調査を実施し、私立学校の課題や経営状況などの把握を行った。

〔取組の対象:私立学校〕

【評価】

- ・公教育の一翼を担う私立学校の運営費充実に係る助成を行うことにより、保護者の学費負担の軽減、教育環境・教育水準の維持向上、学校経営の安定化を図ることができた。
- ・県内私立高校等における部活動等の施設・設備整備等に対して補助を行うことにより、その全国レベルでの活躍を通じて各学校の知名度を上げるとともに、各学校の魅力、特色づくりを進めることができた。
- ・私立高校が県外生を確保することにより、地域経済の活性化や学校法人の経営の安定化に繋がった。
- ・私立学校実態調査などの調査を実施することにより、教育行政上の課題解決・将来計画の基礎資料とし、公教育を担う私立学校の向上を図ることができた。

【今後の対応】

- ・今後も私立学校の運営等に必要な予算を確保し、支援を継続していく。

②私立高等学校等の生徒の就学の支援〔総務部総務課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・家庭の状況に関わらず全ての意志ある高校生等が安心して学校活動に専念できるよう、保護者等の所得に応じた就学支援金や奨学のための給付金の支給、また、高等学校等を設置する学校法人に対する授業料減免事業経費を助成した。

〔取組の対象:私立学校〕

【評価】

- ・就学支援金、高等学校等奨学のための給付金及び授業料減免事業により、さまざまな理由により生活に困窮している低所得世帯の高等学校等進学希望者に対して、就学を援助することができた。

【今後の対応】

- ・今後も保護者の学費負担の軽減に必要な予算を確保し、支援を継続していく。

【総合評価】

私立学校に対する各種支援は学校法人の経営の安定化、保護者等の教育費負担の軽減や私立学校の教育環境・教育水準の維持向上に寄与しており、引き続き、適切な支援を実施していく。

4-(6)「生きる力」を支える健康づくり

【基本方針】

①望ましい生活習慣を身に付けるための取組の推進

就学前から高等学校までの発達の段階に応じて、地域が一体となって取り組む「早寝・早起き・朝ごはん」の推進等により、「バランスのとれた食事」「適度な運動」「十分な休養と睡眠」など望ましい生活習慣が身に付けられるようにします。

②子どもたちの体力づくりの推進

体力づくりに係る専門家や団体の学校・地域への派遣、運動意欲の向上を目指した授業の充実や運動プログラムの実践などの取組を通して、子どもたちの体力を育みます。

③食育の推進

子どもたちが食に関する知識と食を選択する力を習得し、食という行為が動植物の命を受け継ぐことであると理解したり、食物を大事にし、食物の生産等に関わる人々へ感謝する心を持ったりするなど、健全な食生活を実践できるよう、関係部局・機関等と連携し、栄養教諭を中心とした食育を一層推進します。

①望ましい生活習慣を身に付けるための取組の推進〔保健体育課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・「しまねっ子 元気プラン(第二次)」に基づき、関係課と目的・目標を共有しながら学校保健活動を推進している。重点課題の一つとして「望ましい生活習慣の確立」を掲げており、各学校では、教職員、保護者、地域住民、学校医等で学校保健委員会等を組織し、子どもの健康課題の解決に向けた取組を進めた。
- ・「朝はいっぱいのみそ汁を飲もう！」をキャッチフレーズにして朝食摂取の大切さを学校、家庭、地域の研修会等で啓発した。
- ・過度のメディア接触が心身に及ぼす影響を知り、メディアと上手につきあうための具体的な方策を考える機会として、「メディア専門家派遣事業」を実施した。
- ・ネット・ゲーム依存、食育の実践をテーマに「早寝早起き朝ごはん」フォーラムinしまねを益田市で開催した。

〔取組の対象：保育所・幼稚園・小・中・高校・特別支援学校の児童・生徒・教職員及び地域住民〕

【評価】

- ・「早寝・早起き・朝ごはん」や「ノーメディアデー」の啓発により、食育と関連付けた生活習慣づくりに取り組む学校や市町村が増加した。
- ・朝食摂取率は昨年と比較し横ばい傾向にある。(小学生 H29:96.6%→H30:95.8%、中学生 H29:90.9%→H30:91.4%)
- ・健康とメディアの専門家の派遣を希望する学校等は増加傾向にあり、問題意識が高まっている。幼稚園、認定こども園からの申請もあり、幼児期からのメディア接触についての取組も広がりつつある。

【今後の対応】

- ・継続して朝食摂取を促すとともに、睡眠の大切さを伝える取組を進めていく。
- ・ふるまい向上の観点から教育指導課と連携・調整して、保育所・幼稚園等を対象とするノーメディアの啓発活動を行う。
- ・健康とメディアの専門家を多くの学校に派遣するため、今まで活用していない学校に優先して派遣する。
- ・未就学児の体力向上推進事業(指導者研修・専門指導者派遣)と連携し、遊びを通した体力づくりなど、過度なメディア接触に代わる時間の過ごし方を提案していく。

②子どもたちの体力づくりの推進〔保健体育課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・「1日1時間以上からだを動かそう」をスローガンに、全小中学校で学校教育全体を通じた体力向上推進計画を策定し、学校体育の充実を図った。
- ・小・中学校、高校において、学習指導要領に沿った適切な指導ができるように、学校と体育教員に対して情報提供をしたほか、研修も行った。また、小・中学校では体育の授業公開を伴う学校訪問を3年計画の1年目として実施した。
- ・保健体育の授業力向上のため、希望校に対して、より専門性の高い大学教授等の指導者を派遣し、学校体育の充実を図った。
- ・中学校・高校における武道やダンスの経験が少ない教員を対象に、技術・指導力の向上をねらい、専門の指導者を講師とした研修会を各地で重ねた。
- ・15種目の「しまねっ子！元気アップ・プログラム」を設定し、このプログラムを活用して運動を通じた交流活動「しまねっ子！元気アップ・カーニバル」を県内21会場（募集により選考）で開催した。「カーニバル」の開催校をはじめ、積極的にこのプログラムを活用している学校には、協賛企業を通じて運動用具等を提供した。
- ・幼児期における多様な運動遊びの重要性や必要性を浸透させるため、幼稚園や保育所関係者を対象とした指導者講習会を開催した。

[取組の対象：保育所・幼稚園・小・中・高校の幼児・児童・生徒及び教員]

【評価】

- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点では、全体としては前年度並みである。
- ・全国と比較すると、男女とも小学校では全国平均より高い。一方、中学校では全国平均を下回っているものの、改善傾向が見られる。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

体力合計点の平均 単位:点

| | 小5 男子 | 小5 女子 | 中2 男子 | 中3 女子 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| H30全国 | 54.21 | 55.90 | 42.18 | 50.43 |
| H30県 | 55.18 | 56.38 | 42.02 | 48.79 |
| H29県 | 55.04 | 56.10 | 41.19 | 48.06 |

【今後の対応】

- ・体育の授業だけでなく、各校の実態を踏まえ、地域や家庭をまきこんだ学校ぐるみの体力向上の実践を工夫する。
- ・新学習指導要領への移行を踏まえた研修を充実させ、小・中学校への指導主事訪問や女子の運動離れに対応した教材の工夫や開発など、授業の改善と授業力向上への取組を進めていく。
- ・「元気アップ・カーニバル」が開催された様子をHP等で発信し、運動の習慣化が浸透するように働きかける。
- ・幼稚園や保育関係者、保護者等を対象に幼児期の実技講習会の開催や親子で取り組む運動遊びを普及啓発し、柔軟性や筋力、筋持久力を高める。

③食育の推進〔保健体育課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・食育を推進するため、食に関する指導の全体的な計画を作成するよう周知徹底した。
- ・子どもたちが、食に関する知識や食を選択する力を身に付け、望ましい食習慣を形成していくことができるよう、平成15年から小学生用「食の学習ノート」を配布しているが、平成30年度は、中学生用・高校生用を新たに作成し配布した。
- ・「しまね・ふるさと給食月間」を6月と11月に実施し、学校及び地域における食育の充実と地場産物活用の推進を図った。
- ・文部科学省事業「つながる食育推進事業」の実施校の取組を支援し、その成果をまとめた冊子を学校へ配付した。

〔取組の対象：小・中・高校・特別支援学校の児童・生徒・教員及び保護者〕

【評価】

- ・食に関する指導の全体計画作成率は小学校93.5%、中学校91.6%、高等学校で22.2%となっており、特に高等学校での作成率が低い。
- ・食の学習は、小・中・高等学校のほとんどの学校で行っている。「食の学習ノート」は、小学校では活用割合が96.5%で有効に活用されているが、今年度から配付した中学生用41.1%、高校生用は25.0%と活用状況は低調である。
- ・学校給食における地場産物活用割合は54.3%であり、目標値（平成31年度：63%）とはまだ隔たりがある。

【今後の対応】

- ・高校の食に関する指導の全体計画・年間指導計画様式例を示し、食育の推進体制を整える。
- ・県立高校と栄養教諭配置校（市町村立学校）を訪問し、学校全体で食育推進を図るように指導する。
- ・「食の学習ノート（中学生用、高校生用）」活用例を示し、活用を促していく。
- ・島根県食育推進計画（第三次）の「学校給食における県内産食材の活用割合」の目標値（平成31年度に63.0%）の達成に向けて、農林水産部と連携した取組を進める。
- ・研修会で文部科学省事業「つながる食育推進事業」の実施校の取組を県内に広げる。

【総合評価】

「バランスのとれた食事」、「適度な運動」、「十分な休養と睡眠」など、望ましい生活習慣の大切さについて啓発を図ることができた。体力向上や望ましい食習慣、生活習慣の確立のために、教員の授業力、指導力を一層の向上させるとともに、家庭と連携した取組を進めることが必要である。

4-(7)学び続ける教員の育成と学校マネジメントの確立

【基本方針】

①系統的な人材育成の実施

教員採用方針・教員育成方針を策定し、系統的な人材育成を実施します。

②学校訪問指導や研修等の充実

学校訪問指導や研修等のシステムを抜本的に見直し、教科指導や学校マネジメント等の実践力の育成、効果を検証できる指導・研修システムの構築・実施に取り組みます。また、意欲のある教員を支援するため、自主研究組織の活性化を促進するとともに、教員の多忙感の解消に向けた取組を進めます。

③管理職のマネジメント力の向上

社会や教育環境の急激な変化に的確に対応するために、管理職の意識改革を図ります。また、管理職専用の相談窓口を設置するとともに、管理職の個別支援を実施します。このほか、指導・研修システムの中で管理職に必要な実践的なマネジメント研修の強化を図ります。

④「学校活動の見える化」の推進

保護者の多様な価値観、ニーズに対応するために、「学校活動の見える化」を推進します。

⑤教職員の健康管理対策の推進

教職員一人一人が心身の健康を保持・増進し、資質能力を十分に発揮することができるよう、教職員の健康管理のための取組を推進します。

①系統的な人材育成の実施 [学校企画課]

【平成30年度の取組の概要】

- 優秀な人材確保のため、教員採用について、4月と12月に県内外の会場(のべ15会場)で募集説明会を開催した。また、4~5月、12~2月に県内外の大学(のべ50大学)を訪問した。さらに、しまねUターンIターンフェアに参加し、相談ブースを設けた。

〔取組の対象:教員志望者〕

- 昨年度策定した教育職員及び学校事務職員の人材育成基本方針について周知するとともに、方針に沿った取組を始めた。
- 山陰教師教育コンソーシアムの取組の中で、現職教員派遣、教職大学院派遣など大学と連携しながら、系統的な人材の育成を推進した。

〔取組の対象:小・中・高校・特別支援学校の教職員〕

【評価】

- 募集説明会の開催、大学への細やかな訪問は、教員採用試験の出願者数確保につながっている。
- 人材育成基本方針に基づき、研修計画が見直されたことにより、より系統的な人材育成が図られるようになった。また、新規採用事務職員や事務グループへの支援により、「学び続ける学校事務職員」としての意識が高まりつつある。
- 山陰教師教育コンソーシアムで実施する諸プログラムは、特に中堅教員の資質能力向上に寄与している。

【今後の対応】

- 教員採用試験受験者数の維持・拡大を図るため、より効果的なアプローチ方法を検討する。
- 基本方針の周知について取組を進めるとともに、教育センターと連携した研修の改善や、学校事務職員への支援を拡大する。
- 組織の中心となる中堅教員養成に向けて、今後も計画的な人材派遣を進めていく。

②学校訪問指導や研修等の充実 [教育指導課]

【平成30年度の取組の概要】

- 研修を精選・重点化するとともに、原則として月曜日・火曜日を研修を行わない日に設定し、校内研修の時間を確保した。
- 指導主事が各学校に出向き、学校の課題等に応じた校内研修が活性化するように支援体制を見直した。
- 単発型の学校訪問指導に加え、学校の自主的・組織的な授業改善の取組を支援するための継続型の学校訪問を実施した。

〔取組の対象:幼稚園・小・中・高校・特別支援学校の教員〕

【評価】

- 指導主事が学校に出かけて校内研修を支援することで、全教職員が同じ研修を受けることができ、学校の組織的な取組につながった。

【今後の対応】

- 各学校の課題等に応じた校内研修がより活性化していくような支援を今後も継続していく。

③管理職のマネジメント力の向上〔学校企画課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・昨年度改訂した「管理職育成プログラム」に基づき、新たに小・中・義務教育学校の校長を対象にした悉皆研修を実施した。
- ・管理職を対象とした研修では、自校のSWOT分析を行い、それに基づく協議を行うなど、実践的な内容を盛り込んで実施した。
- ・学校企画課の企画人事主事2名(元校長)が県内全域を学校訪問し、課題の抽出、管理職への助言を行った。
- ・管理職候補として各学校から推薦された教員を対象に、ミドルリーダー育成研修を実施した。

〔取組の対象:公立学校の管理職、管理職候補〕

【評価】

- ・新設の管理職研修は、最新の教育課題について共通理解を図ったり、マネジメントについての意識を高めたりするのに有効であった。
- ・自校や地域の課題に基づく実践的な研修が、管理職のマネジメント力向上の機会として有効に機能している。
- ・経験に基づいた専門的な助言を受けることができる窓口があることは、管理職のOJTの観点から極めて効果がある。
- ・ミドルリーダー育成研修については、学校マネジメント力の育成に重点をおいた効果的な研修が実施できている。

【今後の対応】

- ・新たに小・中・義務教育学校の教頭を対象にした悉皆研修を実施する。
- ・Off-JT(管理職研修)、OJT(校長経験のある企画人事主事からの助言)双方から管理職のマネジメント力の向上に取り組む。
- ・意欲ある中堅教員の計画的な育成に引き続き取り組む。

④「学校活動の見える化」の推進〔教育指導課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・家庭や地域住民との連携・協働の推進に向け、各学校が学校の教育活動やその他の学校運営状況に関して、学校だよりやWeb等を通じて積極的に情報提供を行い、県教育委員会が作成した学校評価ガイドブック等を活用するなどして、学校評価が実効性ある取組になるよう、働きかけをした。

〔取組の対象:幼稚園・小・中・高校・特別支援学校の保護者及び地域住民〕

【評価】

- ・学校から家庭・地域への情報提供は全ての学校で行われている。また、保護者や地域の方を評価委員とした学校関係者評価を全ての学校が実施しており、取組が進んでいる。

【今後の対応】

- ・今後も、情報提供のさらなる充実と、学校・家庭・地域をつなぐ学校評価となるよう働きかけていく。

⑤教職員の健康管理対策の推進〔福利課〕

| | |
|---|---|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制の整備・充実、メンタルヘルス研修会・心とからだの健康相談及び職場復帰支援、過重労働による健康障害防止の取組等を実施した。 ・また、衛生委員会の活性化や衛生管理体制の整備のために、全ての県立学校を福利課保健師が3か年で訪問する計画を立て、平成30年度から開始した。 ・精密検査の受診率向上については、総合病院より身近で受診しやすい「かかりつけ医」の受診奨励について、本人及び所属長あて文書通知等を行った。 ・また、本人への通知後1か月後に受診の報告がない場合は、所属長を通じて受診確認及び受診勧奨を行い、さらに1か月経過時に受診報告がない場合は、福利課長から所属長あてメールで受診確認及び受診勧奨を依頼した。 ・メンタルヘルス対策については、平成28年度から導入しているストレスチェック制度の円滑な実施に努めた。特に、メンタルヘルスにおいては、一次予防が重要であることから、教職員一人一人がストレスや心の健康について正しく理解し、ストレスケアの方法等を修得できる研修の機会を増やすよう、県立学校における臨床心理士による巡回相談の場を活用した校内研修会開催拡大の働きかけや、本庁等職員を対象にした研修会の開催等に取り組んだ。 <p>【平成30年度の実績】()内は平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断等受診率 定期健康診断…99.5%(99.6%) 精密検査………76.5%(72.9%) ・ストレスチェック受検率 77.0% (69.3%) 受検者2,613人(2,464人) 高ストレス者は184人(156人)で、高ストレス者率は7.1%(6.5%) 医師による面接指導の実施状況は、10人(5人) ・メンタルヘルス研修会参加者 管理監督者対象…72人(67人) 全教職員対象……51人(61人) 本庁等職場内研修会…201人(204人) 県立学校内研修会……495人(552人) 公立学校共済組合共催研修会…28人(22人) <p>〔取組の対象:教育庁・県立学校の教職員〕</p> | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精密検査の受診率は、決して高くはないが、昨年度より3.6ポイント上昇し取組が進みつつある。 ・ストレスチェック制度の受検率は、所属長を通じた受検勧奨等により7.7ポイント上昇したが、高ストレス者のうち、医師の面接指導を申し出る者の割合が5.4%(10人)に留まっており取組が進んでいない部分がある。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精密検査の受診率向上については、引き続き所属長を通じた受検勧奨等を行う。さらに、高等学校においては、定期試験期間中を精密検査受診強化期間に設定する等受診しやすい体制づくりについて働きかける。 ・メンタルヘルス対策については、精神疾患による休職者等の割合が高いことから、引き続き県立学校における臨床心理士による巡回相談を活用した校内研修会の開催、他の研修との抱き合わせでの開催等の工夫を働きかけ、研修機会の拡充を進める。 ・ストレスチェック制度については、繰り返し教職員への制度の周知を十分に行うとともに、セルフケアのツールとして、ストレスチェック実施期間以外でも気軽にチェックする等、身近に感じてもらう取組を行う。また、ストレスの原因となる職場環境の改善に向けては、各職場のストレス判定図やストレス診断分析レポートを管理監督者に示すとともに、衛生委員会等での審議を通じて、各職場における改善の取組を進める。さらに具体的な事例等の紹介を行うなど、取組を支援する。 ・引き続き福利課保健師が各県立学校を訪問し、学校長や学校管理医と連携しながら、職員の健康管理対策を進める。 |
|---|---|

※「学び続ける教員の育成と学校マネジメントの確立」に関する次の項目については、「平成30年度教育委員会の特徴的な動き」として記載しました。

○「教育の質の向上」と「教員の働き方改革」との両立を目指す取組が始まる:6頁

○教職員の資質向上の取組を本格的に実施:7頁

【総合評価】

教員募集のための取組を計画的に行うことで、教員採用試験の出願者数を確保することができ、優秀な人材確保につながった。教育職員及び学校事務職員の人材育成基本方針に基づき、より系統的な人材育成が図られるようになった。また、指導主事が学校に出かけて校内研修を支援することで、各校の研修を活性化させることができた。

管理職のマネジメント力の向上については、管理職育成プログラムに基づく研修を新たに実施し、研修効果を高めることができた。今後も引き続き中堅教員の育成に重点を置く必要がある。

また、教職員の健康管理対策では、教職員の精密検査の受診率向上にむけ、所属長による未受診者への受診勧奨の徹底など、引き続き取組を推進する必要がある。

メンタルヘルス対策については、精神疾患による休職者の割合が依然として高いため、既存の相談窓口による対応や研修機会拡充等も含め、引き続き一次予防(メンタルヘルス不調の未然防止)を中心に取り組む必要がある。

4-(8)安全・安心な教育環境の整備

【基本方針】

①学校内外における安全確保の推進

引き続き、学校施設の耐震化・老朽化対策等を進めるとともに、学校と地域の連携による危険箇所の把握や交通安全の取組を進めます。あわせて、防災教育、安全教育を計画的、継続的に取り組みます。

②危機管理対応の充実強化

様々な危機事案が発生することを念頭に危機管理対応の強化を図り、事案発生時の実動力を確保します。

③学校給食の衛生対策・アレルギー対策、学校の感染症対策の充実

学校給食における衛生対策やアレルギー対策を関係部局等と連携を図りながら充実させます。また、学校におけるインフルエンザをはじめとした感染症等への迅速な対応を図ります。

① 校内外における安全確保の推進

〔教育施設課〕

【平成30年度の取組の概要】

- 市町村において公立小・中学校施設の耐震化や老朽化対策を適切に進められるよう、国庫補助の申請にあたり技術的助言を行った。
- また、国の補助制度における、補助単価の引上げや、補助事業の下限額見直しなどについて、国に対し関係団体を通じて要望を行った。
- 県立学校については、校舎等及びバスケットゴールの耐震化が完了し、照明器具等非構造部材の耐震化に引き続き取り組んだ。

〔取組の対象:公立学校〕

【評価】

- 県内の公立小・中学校の校舎等耐震化率は96.7%であり、100%に達していない。
- 国の予算不足により、年度当初に国交付金が市町村要望どおり採択されないケースがあり、老朽化対策を計画的に進めにくい。

【今後の対応】

- 校舎等及び非構造部材の耐震化が遅れている市町村に対し、ヒアリング等を通じて早期の耐震化対策の完了を促していく。
- 引き続き、耐震化・老朽化対策予算の確保や、補助事業の運用改善について、様々な機会を通じて国に要望していく。
- 県立学校においては、大規模修繕事業による老朽化対策や、非構造部材(照明器具等)の耐震化を計画的に進める。

〔教育指導課〕

【平成30年度の取組の概要】

- 学校安全担当者への災害安全研修、交通安全研修をそれぞれ県内2箇所で開催し、学校安全全般にかかる指導力の向上を図った。

〔取組の対象:幼稚園・小・中・高校・特別支援学校の教員〕

【評価】

- 中央からの講師による講義や演習により、学校の安全担当者の専門的な知識、理解が深まった。

【今後の対応】

- 学校安全研修は災害・交通・生活の3領域それぞれの研修を独立させ、毎年2領域ずつを計画的に開催する。中央から講師を招き、より専門的な内容を提供することで、各学校での学校安全に関するミドルリーダーの育成を図る。

②危機管理対応の充実強化

〔総務課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・島根原発30km圏内の全ての学校が作成した原子力災害発生時の対応を定めたマニュアルの実効性を高めるため、島根県原子力防災訓練に合わせて、各県立学校及び関係4市教育委員会と情報伝達訓練を行った。
- ・学校が避難所となる場合の避難所運営、教育活動の再開が円滑に行われるよう、「県立学校における避難所の運営の手引き」を策定し、周知した。

〔取組の対象：高校・特別支援学校の教職員〕

【評価】

- ・各学校及び関係市教育委員会とも、被害状況を想定しながら、各学校のマニュアルの手順や関係機関の対応の手順を確認することができた。

【今後の対応】

- ・今後も対応マニュアルの実効性を担保するため、原子力防災訓練訓練に合わせて、情報伝達訓練を実施するとともに、地域防災計画等の変更等がある場合には、対応マニュアルの改訂作業の支援を行う。

〔教育指導課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・学校危機管理の手引きに基づく危機管理体制について、学校安全研修等を通じて各学校の取組を支援した。
- ・学校の安全対策の参考として、危機管理の取組情報(熱中症等)を集約し、各学校へ情報提供した。
- ・管理職研修において、リスクマネジメントに関する講座を実施し、学校危機管理の強化を図った。

〔取組の対象：幼稚園・小・中・高校・特別支援学校の教員〕

【評価】

- ・危機管理に対する意識の向上と、指導者としての資質の向上に繋がった。

【今後の対応】

- ・各学校で作成されている学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しを促しつつ、実態に合わせた危機管理対応が行えるよう、研修や情報提供などを通じて支援をしていく。

③学校給食の衛生対策・アレルギー対策、学校の感染症対策の充実〔保健体育課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・小・中・高校・特別支援学校及び市町村教育委員会に対して、食物アレルギー症状発症時や異物混入事案が発生した際には、「学校危機管理の手引」に沿った対応をとることを周知徹底した。
- ・島根県食物アレルギー対応ハンドブック第2版により、食物アレルギー事例の報告の徹底を図った。報告事例を取りまとめて学校に示し、予防の徹底を周知した。
- ・学校給食における衛生管理についての研修を行い、給食施設での衛生管理の周知徹底を図った。
- ・調理場訪問を行い、衛生面での課題を把握し、改善に向けて指導した。
- ・管理職、養護教諭に対して、学校等欠席者・感染症情報収集システムの入力に係る校内体制を整えること、システムを活用して早期に情報を収集し予防を講じることを周知徹底した。
○感染症情報収集システムの加入率・入力率
小・中・高等学校・特別支援学校：100%

〔取組の対象：小・中・高校・特別支援学校の教職員〕

【評価】

- ・学校給食への異物混入事案(14件)や、食中毒事案(1件)が発生しており、衛生管理については、まだ徹底されていない面がある。
- ・異物混入確認後には、喫食中止等の対応が速やかになされ、危機管理の意識は高まりつつある。

【今後の対応】

- ・学校給食への異物混入や食中毒については、学校給食関係者研修会や栄養教諭研修において危機管理意識の一層の向上を図るとともに、市町村、保健所等と連携し危機管理体制の改善を促す。
- ・文部科学省配布の「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」及び同概要版、研修用映像資料、島根県食物アレルギー対応ハンドブック等の活用を促進する。
- ・報告のあった食物アレルギーの重症事例(救急搬送)やヒヤリハット事例を学校に示し、予防の徹底を図る。
- ・学校等欠席者・感染症情報システムを活用し、関係各課と連携しながら感染症対策を行う。

※「安全・安心な教育環境の整備」に関する次の項目については、「平成30年度教育委員会の特徴的な動き」として記載しました。

○学校における安全対策の推進:13頁

【総合評価】

県立学校の校舎等の耐震化は平成27年度末で完了したが、市町村の公立小・中学校の耐震化率はまだ100%に達していない。今後とも、県内の公立小・中学校施設並びに県立学校施設における非構造部材を含む耐震化や老朽化対策の計画的な推進を図り、学校施設の安全を確保する。

また、様々な危機管理事案への対応については、学校安全研修等による教職員の危機管理意識の向上や各種対応マニュアルの不斷の点検、必要な情報の提供などを通じて、引き続き危機管理体制の確立を図っていく。

学校給食の衛生対策、アレルギー対策、感染症対策については、研修会や講習会を通して、危機管理意識を高めることができた。学校危機管理手引や市町村の危機対応方針の確認、各校の危機管理マニュアルの点検によって、実効性のある危機管理体制を整える必要がある。

4-(9)学校・家庭・地域の連携・協力による教育の推進

【基本方針】

①地域全体で子どもを育む取組の充実

学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼し合える関係を築きながら、地域全体で子どもを育むための連携・協力の充実を図ります。

②子どもを支える大人の学習機会の充実

家庭や地域において子どもを育むために必要とされる資質の向上を図る取組を推進します。

③社会教育主事の専門性を生かした「学社連携・融合」の推進

社会教育主事の資格を持つ教員の小・中学校への配置を促進するとともに、学校・家庭・地域が連携・協力した社会教育を推進します。

①地域全体で子どもを育む取組の充実 [社会教育課]

【平成30年度の取組の概要】

- ・結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業のコーディネーターや市町村担当者等に対する研修を計4回実施し、各地域での実践の充実と地域全体で子どもを育む気運の醸成を図った。
- ・市町村が実施する学校支援、放課後支援、外部人材を活用した教育支援、地域未来塾、家庭教育支援の各事業を通して、地域全体で子どもを育てる取組への支援を行った。
- ・15市町村において実施された「学校支援」は、取り組む小中学校の割合が65%、学校支援活動へは延べ約9万人の地域住民が参画した。
- ・全市町村において実施された「放課後支援」は、全小学校区の84%(H29:73%)で取り組まれ、延べ約4万人の大人が協働活動サポーター・地域ボランティア等として参加した。

[取組の対象：親学ファシリテーター、家庭教育支援員、県市町村社会教育担当者、公民館等職員、社会教育主事等]

【評価】

- ・地域の教育力を生かした学校支援及び放課後支援が進んだ。
- ・事業関係者が研修で学んだ事業のポイントや他地域の取組を各地域で共有することができた。

【今後の対応】

- ・各事業に参画する地域住民同士のつながりを深め、地域全体で子どもたちの成長を支えるという更なる気運醸成を図り、各取組において効果がより高まる事業展開を行う。
- ・事業の成果を他の事業にもつなげ、事業間のネットワーク化を図るために統括的なコーディネーター等の発掘・養成等の体制整備を各市町村に働きかける。

②子どもを支える大人の学習機会の充実 [社会教育課]

【平成30年度の取組の概要】

- ・親学プログラム(子育て等に関する参加型の学習プログラム)が18市町村で実施されたほか、親学プログラム2(わが子だけでなく他の子・他の親等との関係性を学ぶ参加型の学習プログラム)も多くの市町村で実施された。
- ・県が養成したファシリテーターが進行する親学プログラム(2を含む)の学習会は183回開催・延べ参加者数4,797人であった。
- ・県内4つのPTA連合会による連合組織(島根県PTA連合会合同連絡協議会)と共同で合同研修会を実施した。

[取組の対象：親学参加者、親学ファシリテーター]

【評価】

- ・親学プログラム(2を含む)のファシリテーターの養成が着実に進んでいる。
- ・家庭教育支援に携わる地域関係者の資質向上を図ることができた。

【今後の対応】

- ・親学プログラムの活用を進めることによって家庭教育支援に携わる地域関係者の資質向上を更に推進する。
- ・平成30年度までに各市町村へのヒヤリング及びアンケート調査を基に、各市町村担当者対象の研修会を実施する等家庭教育支援の充実方策を検討していく。

③社会教育主事の専門性を生かした「学社連携・融合」の推進〔社会教育課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・7市9町1村へ24名の社会教育主事を派遣し、市町村の実情に応じた学校・家庭・地域の連携体制づくりを推進した。「ふるさと教育」、「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」、「公民館支援」等の事業を円滑に実施した。
- ・社会教育主事の資質向上を図る研修会を7回開催し、延べ参加者数は372人であった。
- ・広島大学で開催される社会教育主事講習に小中学校教員を派遣したほか、県社会教育研修センターにおいて、市町村職員等を対象とする社会教育主事講習を開催した。

〔取組の対象：社会教育主事〕

【評価】

- ・社会教育主事が研修で学んだポイントやスキルを公民館職員等の社会教育実践者への指導・助言に有効に活用した。
- ・こうしたことにより、学校・家庭・地域の連携や協力が進んだ。

【今後の対応】

- ・社会教育主事の専門性を生かし、それぞれの市町村の実情に応じた学校・家庭・地域の連携・協力による実践活動を支援するとともに、より効果的な事業実践及び仕組みづくりを行う。

【総合評価】

学校支援、放課後支援、外部人材を活用した教育支援、地域未来塾、家庭教育支援にかかる地域の大人が増加し、地域全体で子どもを育てる気運の醸成と体制づくりを進めることができた。また親学プログラムのファシリテーターが着実に養成されており、同プログラムを活用した大人の学びの機会が年々増加している。

4-(10)社会教育の振興

【基本方針】

①公民館活動の充実による「地域力」の醸成

公民館等を拠点に、住民が地域の抱える課題に対する理解を深め、解決に向けた実践活動を推進し、「地域力」(自治・自立の理念に基づく地域の底力)を高める取組を推進します。

②社会教育研修センターにおける指導者養成機能の充実

住民の学びや実践活動を支援する指導者の養成を推進します。また、社会教育関係者が社会教育の振興、生涯学習の推進を図ることができるよう、情報提供や相談対応等の取組を進めます。

③社会教育施設・青少年教育施設における学習支援機能の充実

社会教育施設(図書館)における学習支援の取組を充実させ、県民の生涯学習を推進するとともに、青少年教育施設(県立青少年の家、県立少年自然の家)における青少年の様々な体験活動の充実を図ります。

④青少年の人材育成の推進

公民館等が行う地域づくり活動への参加などを通じて、地域を活性化しようとする青少年の育成を推進します。

①公民館活動の充実による「地域力」の醸成 [社会教育課]

【平成30年度の取組の概要】

- ・公民館事業が一過性のもので終わったり、イベントの開催に終始するなど、住民の学び場が設定されていない取組が見られる。そこで、地域課題解決型公民館支援事業により、課題解決のための学びの機会を提供し、地域づくりを担う人材の育成を図った。(30館)
- ・子どもの体験活動の減少やマンネリ化により、地域住民が関わる機会が減少している。その課題解決のため、ふるさと体験活動公民館支援事業により、子どもの体験活動の充実に関わる地域住民が育成されるなど、地域力の醸成を図った。(5館)
- ・地域の大人がふるさとの魅力や価値を再認識し、次世代につなげるとともに担い手を育成する必要がある。そこで、公民館ふるさと教育推進事業により、中学校区単位の複数の公民館が連携して「ふるさと教育」を行った。(27中学校区、76館)
- ・地域を担う人づくりを積極的に進める公民館と公民館機能を發揮できにくい公民館との差が生じている。その解決の手立てとして、公民館はじめの一歩支援事業により、地域づくりを担う人づくりを自主的に進めていく公民館の支援を行った。(5市町村公連)
- ・各公民館等が行った地域力醸成のための実践内容を事例集にまとめ、県内の全公民館等や県外の関係者へも配布し、広く情報発信した。

[取組の対象: 地域住民]

【評価】

- ・各事業を実施した公民館において、地域課題を主体的に解決しようとする住民団体が育成され、実践活動に向けた取組が見られるようになり、地域力の醸成が図られた。
- ・成果発表会・体験活動フォーラムの開催や実践事例をまとめた冊子を配付することにより、地域づくりを担う人づくりを進める公民館等の役割の重要性を広めることができた。

【今後の対応】

- ・各種事業の実施や事例集の発行等を通して公民館活動の充実を図り、地域力を高めていく。

②社会教育研修センターにおける指導者養成機能の充実〔社会教育課〕

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の社会教育関係者や公民館職員、家庭教育支援関係者などを対象に、専門的知見(学びや気づきを促すスキル・ポイント・マインドなど)を提供する人材養成研修を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○対象者別研修:5講座(参加者:延べ523人) ○その他の研修:3講座(参加者:延べ834人) ○市町村支援事業における研修(参加者:748人) ・親学ファシリテーター(進行役)による「親学プログラム」を活用した学習会が183回開催され、延べ参加者数は4,797名であった。 ・情報誌「しまねの社会教育だより」を発行し、市町村の社会教育・生涯学習に関わる指導者・担当者に、県の社会教育行政の取組内容や市町村の実践事例等の情報を提供した。 ・学習情報の提供や相談対応、教材の貸出・閲覧業務等を行った。 ・西部社会教育研修センターでは、放送大学生、視聴体験希望者に放送大学の授業教材(CD・テープなど)の室内視聴や貸出を行った。 <p>[取組の対象:研修参加者、一般県民]</p> | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等や関係団体において、学習支援事業を企画・実施・運営できる社会教育実践者が増加し、地域における学習活動の活性化が図られた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、地域において住民の学習活動を支える社会教育指導者等の養成を行い、人材養成と調査・研究に特化した取組を進める。学習成果が個人内にとどまらず、地域課題の解決に向けた実践活動に結びつくよう指導者養成に力を入れていく。 ・市町村の社会教育指導者・担当者、公民館関係者などの社会教育実践者や指導者のスキルアップやプログラム企画等に役立つ情報誌を今後も継続して発行する。 |
|---|---|

③社会教育施設・青少年教育施設における学習支援機能の充実〔社会教育課〕

| | |
|--|--|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設等における学習支援充実のためには、専門的力量を有する人材の配置が重要であることから、図書館、青少年の家、少年自然の家に必要な司書や社会教育主事を配置した。 ・地域における学習支援機能の充実のため、県内各地で、図書館関係職員研修や読書ボランティア研修、親子読書関連研修などを開催した。 <ul style="list-style-type: none"> ○図書館関係職員(初任・専門・出前講座等)研修:13回(参加者:延べ235人) ○島根県図書館協会関連研修:1箇所(参加者:97人) ○読書ボランティア研修、親子読書アドバイザ一講座等:20箇所(参加者:延べ420人) ○親子読書関連研修(保護者、保育士、学校司書等):22箇所(参加者:延べ814人) <p>[取組の対象:司書、読書ボランティア等]</p> | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立図書館が中心となって、公共図書館職員や学校図書館職員等を対象とした各種研修会を開催したことにより、職員等のスキル向上を図ることができた。 ・青少年社会教育施設利用者の体験活動や学習プログラムの企画や運営に対して、社会教育主事による専門的な助言を行うことにより、効果的な学習支援が図られた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も県内すべての公立図書館サービスの充実や公立小中学校における学校図書館の充実や活用を推進するため、図書館の司書、読書ボランティア等の専門性や資質を高めるための人材養成研修に継続的に取り組む。 ・青少年社会教育施設の社会教育主事による専門的な助言等を通して、効果的な学習支援に取り組む。 |
|--|--|

④青少年の人材育成の推進〔社会教育課〕

| | |
|---|--|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題解決型公民館支援事業やふるさと体験活動モデル事業において、地域の若者の参画が見られた。 <p>[取組の対象:地域住民(若者)]</p> | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題解決型公民館支援事業等を通して、地域活動に参画する若者集団の活動が活性化した。また、その取組は地域の枠を超えた若者同士の交流へつながり、他地域へと広がりを見せた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館等の取組の成果や課題を県内に広く啓発することで、さらに若者の地域参画の促進を図っていく。 |
|---|--|

【総合評価】

各種公民館活動等を通して、地域力向上のための取組や地域を担う人づくりを積極的に行なった。引き続き、地域力醸成及び人材育成を継続して実施する必要がある。

図書館や社会教育研修センターでは関係者の資質向上を図るために研修を計画どおり実施したが、一部参加者の減少が見られたので、研修の質を向上させるとともに広報に努める必要がある。

4-(11)生涯・競技スポーツの推進

【基本方針】

①スポーツ活動等に参加しやすい環境づくりの充実

生涯にわたって県民誰もがスポーツ・レクリエーション活動に参加できるようにするために、体験する機会の提供や指導者の派遣など、参加しやすい環境づくりを進めます。

②競技の普及、競技力の向上の一的な推進

競技人口のすそ野を広げ、優秀な競技者を発掘して強化・育成するという、競技の普及と競技力の向上を一的な推進します。また、スポーツを「する」選手・指導者、「見る」観戦者・応援者、「支える」地域の運営・支援体制の連携強化を進めます。

③ジュニア層を中心とした競技力向上の推進

中国ブロックで開催する平成28年度全国高等学校総合体育大会、平成30年度全国中学校総合体育大会の準備・開催を契機に、ジュニア層を中心とした競技力向上を図ります。

④運動部活動の活性化と指導者の育成の充実

運動部活動の活性化により、競技力向上を図るとともに、運動部活動の指導者の確保と資質の向上を図ります。

①スポーツ活動等に参加しやすい環境づくりの充実〔保健体育課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・10月のスポーツ推進月間を中心に、県内各地で年間を通じてスポーツ・レクリエーション祭を開催し、様々な種目を体験する場・機会を設けた。(20種目・38会場)
- ・スポーツ・レクリエーション祭の一環として、誰もが気軽に参加できるよう体験型の活動を多く取り入れた「しまねレクリエーションフェスティバル」を県東部、西部の2会場で開催した。
- ・健常者と障がい者がスポーツ・レクリエーション活動を通じて交流を深めることを目的とするモデル事業を6団体で実施した。
- ・子どもを対象として地域の7団体(年間型:6団体、イベント型:1団体)による、地域の現状を踏まえた適切な運動プログラムやスポーツ体験をさせる事業を実施することで、運動好きな子どもの育成を図った。
- ・各関係機関・団体において、スポーツ・レクリエーション活動に関する情報をHPで発信するとともに、10月のスポーツ推進月間には、県立図書館でスポーツ・レクリエーションに関するポスターを掲示したりリーフレット等を配置した。
- ・スポーツに関する関係団体・指導者が一堂に会するスポーツ指導者研修会の場において、それぞれが持つ情報の共有化を図った。
- ・しまね広域スポーツセンターと連携し、総合型地域スポーツクラブの設立・育成の支援や地域スポーツ指導者のスキルアップ研修等を実施した。

〔取組の対象:一般県民〕

【評価】

- ・運動・スポーツに取り組んでいる人の割合の増加(H29:33.0%→H30:37.0%)や、スポーツ・レクリエーション祭での体験型の活動への参加者が前年より増加するなど、スポーツ活動等に参加しやすい環境づくりが進んでいる。

【今後の対応】

- ・スポーツの推進については、スポーツ行政の一元化により知事部局で所管することとなつたが、幼児期の運動遊びや部活動の活性化による競技力向上など、連携を図りながら取り組んでいく。
- ・生涯スポーツに対する県民意識の高まりに対応するとともに、地域に開かれた学校づくりを推進するため、引き続き県立学校の体育施設を地域住民に開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場を提供する。

②競技の普及、競技力の向上の一体的な推進〔保健体育課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・国民体育大会での総合成績の向上を目的に、国体強化選手を対象とした県外遠征や招請合宿等を実施するとともに、県外の優秀な指導者を招聘し、県内指導者の研修会を実施した。
- ・ジュニア選手の体作りや、怪我やドーピング予防のために、医科学的な専門知識を持ったスポーツトレーナーやスポーツ栄養士、スポーツファーマシストを、学校や競技団体(重点校や県大会でベスト4以上の部活動やチーム)に派遣して、トレーニング指導やアスリートとしての食事のとり方などを指導した(38校3団体に延べ496名を派遣)。
- ・国体や国体ブロック大会において、選手がベストなコンディションで競技に挑むことができるよう、スポーツトレーナーや支援コーチを派遣した。
- ・競技をする人や競技に関わる人を増やし、スポーツを通して地域を活性化させるために、各競技団体が地域と一体となって独自に行う普及・強化事業に対して事業費を助成した(39競技団体)。

〔取組の対象: 競技スポーツ者〕

【評価】

- ・国体の総合成績は46位で、昨年度を大きく下回る結果となった。昨年度、大きく得点を獲得した団体種目の競技の多くが、ブロック予選で敗退し、本国体への出場権を得られなかったことが要因としてあげられる。一方で、その反面、個人種目での活躍や、久し振りに入賞を果たした競技などもあり、取組の効果が現れた種目もある。

【今後の対応】

- ・競技の普及、競技力の向上の一体的な推進については、スポーツ行政の一元化により知事部局で所管することとなったが、教育委員会としても連携して対応していく。

③ジュニア層を中心とした競技力向上の推進〔保健体育課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・高校生や中学生の全国大会で多くの選手が活躍するために、高校重点校指定競技や中学生指定競技の選抜選手の県外遠征や県外の強豪校の招請合宿などを実施した。
- ・県西部と隠岐地区において、競技スポーツの普及を目的として、小中高と地域をあげて競技力の向上が継続的に見込まれる競技の高校部活動を西部・隠岐拠点校として指定し、県外遠征を実施した。
- ・国体競技として近年新たに導入された女子競技種目(高校生)の県外遠征を実施した。
- ・全国大会で上位入賞するなど、将来においてさらなる活躍が期待できる選手について、県外遠征を実施した。

〔取組の対象: 競技スポーツ者(少年)〕

【評価】

- ・高校生と中学生の全国大会における入賞種目数は、昨年度の60種目から42種目に減った。
- ・国体では、弓道少年女子遠的が1位、レスリング少年男子で4名入賞、中学校全国大会では、柔道、ホッケー男子が1位になるなど、さまざまな競技で成果を上げている。

【今後の対応】

- ・ジュニア層を中心とした競技力向上の推進については、スポーツ行政の一元化により知事部局で所管することとなったが、教育委員会としても連携して対応していく。

④運動部活動の活性化と指導者の育成の充実〔保健体育課〕

| | |
|--|--|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・学校や地域スポーツの活動を活発にし、特色ある学校づくりを目指すため、フェンシングを専門指導できる体育教員を特別体育専任教員として1名採用した。・高校生の選手強化や競技力向上を図るため、ソフトテニスを専門指導できる教員をスポーツ推進教員として1名認定した。・全国レベルの大会において活躍する選手の競技力向上を図るために、高校重点校等を指定し、県外遠征や県外強豪校の招請を行い、選手育成に取り組んだ。・専門的技術指導力のある運動部活動指導者を必要とする中学校及び高校に、214名の地域の指導者を派遣した。また、顧問教員の指導力向上を図るために、「中・高種目別研修会(陸上競技と剣道)」を実施した。 | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none">・特別体育専任教員制度やスポーツ推進教員制度により優秀な指導者を継続配置した高校では、全国大会での入賞が多く見られ、競技力の向上を図ることができた。・スポーツ特別推薦制度、部活動地域指導者活用支援事業、高校重点校制度等を通して運動部活動の活性化を図ることができた。・各学校から要望のあった地域指導者については、指導時間の調整をした上で、全員配置をすることができた。地域指導者の活用によって、生徒の技術面の向上に成果を上げ、指導経験が無い顧問の部活動に対する負担感の軽減につながった。・地域指導者に対して、生徒理解といじめ、これから部活動の在り方についての研修を実施することで、部活動指導の一助となつた。 |
| <p>〔取組の対象: 競技スポーツ者(少年)〕</p> | <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・全国レベルの優秀な指導者を招致し、指導法及び実技の研修を実施することで、指導者の資質や指導力向上を図る。・地域の指導者を活用するにあたっては、ボランティアである地域指導者に加え、学校職員として位置づけられた部活動指導員も導入することで、部活動の活性化を図っていく。・学校教育の一環として行われる部活動を指導する部活動指導員と地域指導者には、生徒理解や部活動の意義等の研修を行い、指導の充実に役立てる。・部活動指導員や地域指導者の配置については各市町村での課題も様々であり、情報共有し、課題解決に向けて連携して取り組んでいく。 |

※「生涯・競技スポーツの推進」に関する次の項目については、「平成30年度教育委員会の特徴的な動き」として記載しました。

○部活動の在り方に関する方針決定:8頁

【総合評価】

少年の競技力向上、指導者の育成については概ね目標は達成できた。成年の強化については課題が残るが、少年の強化がそのまま成年につながる例もあり、その良い流れの構築を考える。

また、スポーツ活動に参加しやすい環境づくりを進めた上で、スポーツ愛好家の裾野を広げていく必要性がある。

4-(12)文化財の保存・継承と活用

【基本方針】

①文化財の保存・継承の推進

様々な文化財が良好な状態で次世代に継承されるよう、新たな文化財の指定、選定を行うとともに、保存、継承活動などへの支援を行います。

②歴史文化情報の全国発信の充実

「神々の国しまね」プロジェクトなどにより高まった本県の歴史文化への関心を維持し、高めていくため、関係部局と連携を図りながら、県内外への継続的な情報発信を展開します。

③歴史文化の調査研究の推進

島根固有の歴史文化の調査研究を推進します。

④古代出雲歴史博物館などの活用推進

古代出雲歴史博物館などの施設では、展示機能や教育機能を中心に情報発信力を更に強化し、利用を促進します。

⑤石見銀山遺跡の保全管理と情報発信

石見銀山遺跡の調査研究を進め、全容解明に向けて取り組むとともに、遺跡を適切に保全し、分かりやすく伝えていくための整備、活用、情報発信を大田市と連携して進めます。

①文化財の保存・継承の推進〔文化財課〕

| | |
|--|--|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">修理・整備の緊急性の高い建造物、美術工芸品及び史跡を中心に、31件の文化財について保存のための助成を実施した。文化財の指定・登録に向けて市町村とともに取組を推進した。県指定無形文化財の伝承者養成にかかる助成を行った。 <p>〔取組の対象:一般県民〕</p> | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none">文化財の所有者及び所在市町村教育委員会と文化財の保存状況について情報を共有しつつ、計画的に修理・整備を実施することができた。新たに国指定有形文化財1件が指定された。文化財の指定や整備の取り組みが日本遺産認定にもつながるなど、県民の文化財を活用した地域づくりに关心が高まった。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">国、市町村と連携して指定文化財の修理・整備を計画的に推進する。県内の優れた未指定の文化財について、その価値を調査・研究し、新たな指定等を目指す。 |
|--|--|

②歴史文化情報の全国発信の充実〔文化財課〕

| | |
|---|---|
| <p>【平成30年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">出雲国風土記をはじめとする島根の歴史文化に関するシンポジウム・連続講座等の開催により、県内はもとより、首都圏、関西圏においても歴史文化の情報発信を通年で行った。5県共同による古代歴史文化賞を実施した。14県共同による古代歴史文化共同研究を進め、一般向けの成果図書を刊行し、江戸東京博物館及び九州国立博物館での展覧会や東京でのシンポジウムを実施した。HP、SNSなどの様々な広報媒体を活用し、島根の歴史文化を情報発信した。 <p>〔取組の対象:一般県民、観光客〕</p> | <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none">県内外で実施したシンポジウム・講座等には年間約4,400人の参加者を集め、14県共同研究の展覧会では約110,000人の観覧者があった。その評価も高く、島根の歴史文化に対する興味・関心を高めることができた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">調査・研究の成果を基に、島根の歴史文化の魅力を効果的、継続的に県内外へ情報発信していく。また、他県との連携により歴史文化に対する全国的な関心が高まるよう取り組みを推進する。 |
|---|---|

③歴史文化の調査研究の推進〔文化財課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・島根の考古、古代史、中・近世史、民俗の4分野に関する基礎的な調査・研究を行った。
- ・「たらら製鉄の成立過程」「前近代島根県域における環境と人間」等をテーマとした調査・研究を行った。
- ・「国家形成期における首長権と地域社会」「隠岐の祭礼と行事」の研究成果に基づき、古代出雲歴史博物館で企画展を実施した。
- ・調査研究の成果として、報告書を3冊刊行した。

〔取組の対象:一般県民、観光客〕

【評価】

- ・古墳時代から奈良時代にかけての地域社会形成の過程が明らかになるなど、多くの調査・研究の成果を得られた。
- ・研究成果を基に実施した2つの企画展には約31,000人の観覧者があったほか、県内各地での講座開催により、調査・研究の成果をタイムリーに県民に伝えることで、歴史文化に関する関心を高めることができた。

【今後の対応】

- ・基礎研究を継続するとともに、島根の特徴的な歴史文化をテーマとした調査研究を進め、研究成果を様々な形で情報発信する。

④古代出雲歴史博物館などの活用推進〔文化財課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・古代出雲歴史博物館では年4回の展覧会を開催したほか、博学連携プログラムにより小・中・高校の利用促進を図った。
- ・八雲立つ風土記の丘では、企画展等を年7回開催したほか、土器などの製作体験教室、こどもまつり等の様々な普及交流事業を実施した。

〔取組の対象:小・中・高校の児童・生徒、一般県民、観光客〕

【評価】

- ・県内外から古代出雲歴史博物館に年間約241,000人、八雲立つ風土記の丘には年間約24,000人の来館者があり、島根の歴史文化の持つ魅力をアピールすることができた。
- ・古代出雲歴史博物館の博学連携プログラムには小・中・高校あわせて86校、約4,500人の利用があり、県内の児童・生徒が、郷土の豊かな歴史文化について理解を深める機会を提供できた。

【今後の対応】

- ・県内外からの観覧者に島根の歴史文化の素晴らしさをわかりやすく伝える展覧会の開催に努めるとともに、講座やイベントの開催等をとおして幅広く情報発信を行う。
- ・古代出雲歴史博物館は開館して10年以上が経過していることから、施設・設備の不具合の解消に併せて、館の魅力向上と展示機能の充実を図る。

⑤石見銀山遺跡の保全管理と情報発信〔文化財課〕

【平成30年度の取組の概要】

- ・伝統的建造物の保存修理や遺跡の修理・整備を行った。
- ・石造物調査、文献調査、間歩調査などの基礎調査やテーマ研究を継続実施した。
- ・石見銀山遺跡の歴史的価値を県内外に紹介するための講座を県内外で4回開催した。

〔取組の対象:一般県民、観光客〕

【評価】

- ・石見銀山遺跡に関わる様々な伝統的建造物や遺跡の保存修理、整備に対する助成、助言等の支援を行った。
- ・調査研究の成果として、報告書5冊を刊行した。
- ・県内外の講座に約920人の参加者を集め、石見銀山の価値や魅力を情報発信することができた。

【今後の対応】

- ・石見銀山遺跡に関わる様々な伝統的建造物や遺跡の保存修理、整備に対する助成、助言等の支援を引き続き行う。
- ・基礎研究を進めるとともに、石見銀山の変遷等をテーマとした調査研究を計画的に実施し、研究成果を様々な形で公表する。
- ・石見銀山遺跡の価値や魅力について、より分かりやすく、幅広い情報発信に取組む。

【総合評価】

様々な取組により、県内外へ島根の歴史文化の持つ魅力をアピールすることができ、島根の歴史文化に対する興味・関心を高めることができた。

文化財を保存・継承していくための修理・整備については、今後も国及び市町村と連携しながら着実に進めていく必要がある。

4 島根県総合教育審議会の主な意見（令和元年5月17日、7月10日開催）

I 平成30年度島根県教育委員会の特徴的な動き

- ① 「教育の質の向上」と「教員の働き方改革」との両立を目指す取組が始まる (p. 6)
[ビジョン21の施策番号：1-(1)学力の育成、4-(7)学び続ける教員の育成と学校マネジメントの確立]
- ・教員の働き方改革は、教員が本来子どもたちと接する時間を十分に確保することを目的としてやっているので、結果として子どもたちと接する時間がどのくらいになったか、という観点で評価をするとよいのではないか。
 - ・ストレスチェックの集団分析結果は、働き方改革の一つの目安になると思う。職場環境を改善するなど働き方改革の進展に伴い、ストレス要因が低減すると思われる所以、この辺の結果との関連を掘むとよいのではないか。
- ② 教職員の資質向上の取組を本格的に実施 (p. 7)
[ビジョン21の施策番号：4-(7)学び続ける教員の育成と学校マネジメントの確立]
- ・教頭職は学校教育の要であり、教頭職の資質育成が学校教育の質の向上へ直結すると考えており、小中学校教頭対象の悉皆研修が新設されたことは、評価できる。
 - ・優秀な人材確保（発掘）も大切であるが、人材育成はより重要であると考える。人材育成には、育成すべき資質・能力研修の中に、意欲向上・やりがい・職員の誇り等の要素も入れるべきであると思う。
- ③ 部活動の在り方に関する方針決定 (p. 8)
[ビジョン21の施策番号：4-(11)生涯・競技スポーツの推進]
- ・教員の負担軽減に関する取り組みが進められているが、現実のスポーツ少、部活動の在り方との間に矛盾を感じている。特に強豪校においては、インターハイ前は集中して練習するため休養日、活動の時間は守られていないのではないか。指導者の確保だけでなく、生徒の体力、リフレッシュも含め、学校側にきちんと対応するよう指導が必要だと思う。
- ④ 「教育の魅力化」の推進 (p. 9～10)
[ビジョン21の施策番号：1-(1)学力の育成、4-(4)離島・中山間地域の教育力の確保]
- ・埼玉県と連携協力協定を締結し、埼玉県が実施している協調学習を今後取り入れていくということであるが、島根大学にも詳しい研究者がいるのでその知見を取り入れながら進めていくと、より良いものになるのではないか。
 - ・しまね留学でどれだけ県外から来て、どれだけ定着したのか。県外に出て行く人もいるが、追跡調査して課題を把握し、施策に活かしてはどうか。県外に出て行った人がどれだけ島根県に帰ってきてくれるかが非常に重要なと思うし、そこを重点的に取り組むべきだと思う。
- ⑤ 幼児教育センターの運用開始 (p. 11)
[ビジョン21の施策番号：4-(3)幼児教育の充実]
- ・痛ましい虐待の報道など多く聞かれるようになったが、心身共に健やかであった上での幼児教育だと思う。それに関わる職員に虐待の知識や発見できる力の養成と、その後の対応に繋がる行政との連携に力を入れてもらいたい。
- ⑥ 小・中学校における特別支援教育の充実 (p. 12)
[ビジョン21の施策番号：4-(2)特別支援教育の推進]
- ・特別支援教育はあらゆる科目に平均的な点数の取れる児童生徒を育てる教育ではなく、特別な才能を見つけ出す場所だという視点も必要ではないかと思う。特別支援教育の現場の教員にそういう役割もあることを自覚してもらいたい。

⑦ **学校における安全対策の推進 (p. 13)**

[ビジョン21の施策番号：4-(8)安全・安心な教育環境の整備]

- ・安全対策の推進について、マニュアル化したものだけではなく、教職員の素早い、瞬時の判断が大事だと思う。

⑧ **第4次島根県子ども読書活動推進計画の策定 (p. 14)**

[ビジョン21の施策番号：1-(4)読書活動の推進]

- ・きちんと自分の考えを話せて書けて、他の人に正しく伝えそしてそれを協力し合いながら形あるものに仕上げていく作業の基本は国語力であると思う。そのために、沢山の本を読み読書が好きになるよう導いていくため、学校での読書活動にもさらに力を入れてほしい。

読書を通じて様々な生き方、考え方につれて子どもたちは自らの新たな可能性の気づきにつながる。さまざまなものに目を向け、自分を向上させる道への扉を開けてくれるよう、図書館司書が各学校に配置され、読書活動が推進されるべきと考える。

II 「第2期しまね教育ビジョン21」取組状況の点検・評価

① **学力の育成 (p. 15~17)**

- ・学力育成には、児童生徒の意識向上が重要と考える。何のために勉強をするのか、学んだことが将来こんな力として役立つであろうとか、人としての豊かさとかなどの意義や価値を気付かせるべきである。それが、家庭学習の充実となると考える。

② **情報教育の推進 (p. 19~20)**

- ・まずは教師への情報教育を進めることが大切である。インターネットやWi-Fiなどの通信技術の発展の歴史を児童生徒たちの前に、まず先生方が学ぶことが第一歩のように思う。児童生徒には古いパソコンを分解させてその中の部品をしっかりと目に焼き付けさせることで、インターネットという漠然としたイメージが不完全で発展途上の技術であることを理解することが出来る。歴史を学んだ上でインターネットやスマートの利用に関する教育が効果的であると感じている。島根県の小学生に古くて捨てるだけのパソコンの分解教室を行うことを提案する。

③ **学校・家庭・地域の連携・協力による教育の推進、社会教育の振興 (p. 58~62)**

- ・学校教育は学校だけでやっているわけではなく、保護者と連携してやっているので、保護者の最近の動向を掴んだり、あるいは保護者に参加を促す取組があつてもいいのではないか。
- ・地域全体の学習力を高めていくことが社会教育の1つの目的であれば、今後は地域の高齢者を対象とした学習プログラムのようなことも考えていかなければならない。また、交通の便が悪いところだからこそ、ウェブの利用も考えられるのではないか。